

# 令和5年第3回玉東町議会定例会会議録

令和5年9月11日玉東町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年9月11日午前10時00分招集
2. 令和5年9月11日午前10時00分開会
3. 令和5年9月11日午後3時24分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	小島 隆一	町民福祉課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健介護課長	清田 浩義	会計管理者	井上 浩成
教育委員会 事務局長	清田 博之	農業委員会 事務局長	岩川 康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	塚本 洋子
--------	-------	---------	-------

- 
10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問(8名)

9番 吉住貞夫議員

5番 坂村勇治議員

3番 大城戸廣澄議員

4番 狩野勝次議員

1 番 前田大樹議員

7 番 林 和廣議員

2 番 功刀圭一議員

6 番 坂本和也議員

日程第 4 議案第35号 令和 5 年度玉東町一般会計補正予算（第 3 号）専決第 4 号

日程第 5 議案第36号 令和 5 年度玉東町一般会計補正予算（第 4 号）専決第 5 号

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

5 番 坂 村 勇 治

6 番 坂 本 和 也

---

開会 午前10時00分

○議長（松尾純久君） 定刻より少し早いですが始めます。

ただ今から、令和 5 年第 3 回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、議長において 5 番、坂村勇治君及び 6 番、坂本和也君を指名します。

---

#### 日程第 2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 9 月 11 日から 14 日までの 4 日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 9 月 11 日から 14 日までの 4 日間に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和 5 年第 3 回玉東町議会定例会提案理由説明並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和 5 年第 3 回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私とも御多忙中にもかかわらず、皆様方の出席を賜りまして、開会できますことに深く感謝を申し上げます。

去る 6 月 29 日から 7 月 11 日にかけて発生しました梅雨前線豪雨において、本町では 7 月 3 日の大雨により農地や道路に被害が生じました。災害発生後の応急措置として土砂等の撤去費用や設計費等について専決処分をし、対応した次第であります。

政府は梅雨の時期に全国的に被害をもたらした大雨について、一律で激甚災害に指定することを閣議決定しました。

今後、災害査定を経て復旧事業に取り組んでいくこととなりますが、今回提出の一般会計補正予算（第5号）において災害復旧費を計上しておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

続いて、町政諸般の御報告を申し上げます。

今年はコロナ禍以降、行動制限のない夏を迎えました。8月11日には第36回玉東町夏まつり「ふれあいまつり」が開催されました。通常開催となったのは実に4年ぶりということもあり、過去最高の来場者の中、子ども太鼓をはじめとするステージショーや、恒例の抽選会で会場は大いに盛り上がりを見せました。最後の花火大会では、夜空に咲く色とりどりの大輪の花が観客を魅了し、大変暑い中での開催となりましたが、事故等もなく盛況のうちに終えることができました。

7月10日から8月25日にかけて地区懇談会を行いました。この地区懇談会は私が町長就任当初から毎年実施してきたものであります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催できていませんでしたが、こちらも4年ぶりに全行政区へ赴き、町民の皆様の生の声を聴くことができました。

その中で「道路整備や交通に関すること」、「樹木の伐採に関すること」がどの行政区にも共通した困りごとであることが分かりました。特に樹木の伐採に関する要望においては、これまで行政区での清掃活動や環境維持活動など、いわゆる区役において対応していただいていたものが、地域住民の高齢化等で担い手が不足し、困難になっているということでした。

持続可能な地域づくりにおいて、共助により環境を維持していくことは大切なことですが、今回の懇談会においていただいた切実な声をしっかり受け止め、町政に取り組んでまいります。

ウクライナ情勢に端を発する物価高騰は上昇に拍車がかかり、レギュラーガソリン全国平均小売価格が最高値を更新するなど、私たちの生活に影響を及ぼし続けています。

国においてもこうした現状を受け、9月末で終了予定であった「ガソリン価格高騰に対する激変緩和措置」、「電気・都市ガス料金激変緩和措置」を10月以降も延長する方針を打ち出しました。

私たちの生活を脅かす急激な物価高騰に対しては、地区懇談会においても不安に感じているという御意見をいただきました。終わりの見えない物価高騰への不安に対し、本町としましても危機感を持って受け止め、町民の皆様の生活を守るための手立てを講じる必要性を感じているところです。その際は、議員の皆様にも御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、本議会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第35号と第36号は、専決処分を行ったもので、本議会に報告、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第3号）では、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る経費を、一般会計補正予算（第4号）では、本町において7月3日に発生した梅雨前線豪雨災害等に係る経費を専決処分いたしました。

議案第37号から第44号は、令和4年度一般会計及び各特別会計の決算認定に係るものであります。

一般会計決算の収支について申し上げますと、歳入総額は52億246万2,000円、歳出総額は48億9,389万9,000円となりました。歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を引いた実質収支額は2億6,473万4,000円で、うち1億5,000万円を財政調整基金に積み立て、1億1,473万4,000円を次年度に繰り越しております。

令和3年度と比較しますと、アベニール木葉の建設や町防災情報伝達システム整備、中央公民館及び体育施設の改修工事等の大型事業が終了したことにより、歳出額は大幅な減となり、国庫支出金や町債等の事業費に対する特定財源としての歳入も減となりました。

しかしながら、町税は前年度比6,318万円の増、ふるさと納税寄附金は目標としていた寄附額12億円を達成し、5億5,000万円ほどを基金に積み立てることができました。これらの貴重な自主財源を確保するべく、今後も努力してまいります。

議案第45号は、玉東町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてです。

役場庁舎移転に伴う機構改革により、職員の定数を改正する必要があるため制定しようとするものであります。

議案第46号は、玉東町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

個人番号カードに加え、スマートフォンに登録された利用者証明用電子証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、この条例を制定しようとするものであります。

議案第47号は、玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

放課後児童支援員の資格要件となる研修の終了予定者について、これまでの放課後児童支援員の確保のための当面の特例措置という位置づけではなく、実情に合うよう恒久的な資格基準として位置づけることとするため、この条例を制定しようとするものであります。

議案第48号は、玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

議案第49号は、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第5号）についてです。

今回補正する額は、5億5,978万1,000円の増額で、補正後の予算総額は60億2,859万7,000円となります。

歳入の主なものとして、ふるさと納税寄附金4億円、普通交付税1億701万8,000円、災害復旧費国庫支出金及び県支出金で3,208万7,000円を計上しております。

歳出は、ふるさと納税業務委託料で2億8,000万円、ふるさと納税寄附金基金積立金に1億2,000万円、道路・排水路整備事業で2,100万円、庁舎移転に伴う県防災情報ネットワークシステム移設及び町防災行政無線移設に係る費用として3,388万3,000円を計上しております。また、先の梅雨

前線豪雨災害に係る災害復旧費として4,067万8,000円を今回補正にて計上しております。

議案第50号は、令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、人事異動による職員給与及び第三者行為求償等に係る予算を計上しております。

議案第51号は、令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、令和4年度交付金の返還に係る予算を計上しております。

議案第52号は、工事請負契約の締結についてです。

玉東町役場庁舎建設事業第2期外構整備工事において、契約金額が6,787万7,000円となり、予定価格5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要があるため提案いたします。

最後に、議案第53号は、人事案件です。玉東町教育委員会委員の選任にあたり議会の同意を求めるものであります。

以上、簡単ながら、本議会に提案いたします議案の要旨について説明申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明がありますので、十分審議をなされまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

提案理由並びにあいさつを申し上げます。終わり。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） おはようございます。1番バッターで質問します。

町長に伺います。物価高騰等により、町民の生活は一段と苦しくなっており、今年度も町民生活や町内事業者の支援としての町内買物券事業を年内にやる考えはないか聞きます。

ロシアのウクライナ侵攻や円安により物価の高騰が止まりません。身近な物としてガソリンがあります。6月議会のころは1リッター150円前後だったと思いますが、現在は170円ぐらいになっており、年内には200円ぐらいになるのではと予想されています。しかし、今、町長のあいさつにありましたけれども、国としても10月からまた補助をやるということで、170円台には抑えたいという考えのようです。

そんな中、4月からの賃上げは、大企業では確実に上がりましたが、中小企業や自営業の方たちにはその恩恵がないようです。玉東町では、前年度までに町内買物券事業を5回実施されていますが、今年度になっても町民や事業者は厳しい状況が続いていますので、年内に買物券が使用できるように取り組んでほしいと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 吉住議員の質問にまずは担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

物価高騰については、総務省が8月18日に発表した7月全国消費者物価指数では、去年の同じ月より3.1%上昇したと発表されました。今年1月の前年度同月比プラス4.2%をピークに低下しているものの、3%以上の上昇率は11か月連続であります。

一方、物価上昇に伴い賃金も持ち直してはいますが、物価の上昇には追いついていません。物価変動の影響を考慮した実質の賃金は減少しており、賃金が大幅に目減りしている状態です。

また、7月から行ってきました地区懇談会の中でも、物価高騰で困っている多くの町民の声を直接伺ってきました。

町内買物券事業第6弾につきましては、取り組む必要があると考えておりまして、財源の確保を図っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 清田課長のほうからまず答弁もらいましたけれども、その中で、国としても昨年度3.1%は物価上昇をしている、そういうことで実質の収入は減少しているということでした。

町長が8月の25日までに全地区の地区懇談会をやられて終わられているようですけれども、この中でも道路整備や交通に関する事、樹木の伐採に関する事が多く取り上げられた中で、中には生活が苦しいというような声が出たということで、課長の考えとしても何らかの取り組みをやる必要があるという答弁でありました。

それですね、私が今回町長にお願いしている町内買物券事業につきましては、何と言っても町の財源がかかわってきます。昨年度は過去最高の12億円というふるさと納税をしていただいたということで、非常に好成績でしたけれども、今年度については、昨年度と比べるとどういう状況でしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるように、昨年度は過去最高の寄附額をいただきました。ただ、今年の推移につきましては、前年良かったこともあって、前年よりもちょっと30%ぐらい低い水準で今現在推移しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 昨年が本当に出来過ぎというぐらい寄附をしていただきました。それプラスふるさと納税の返礼品をやる商品というのが、ただ単にその品物を返礼するんじゃなくて、いろいろな体験型とか、いろいろ返礼品が各市町で変わってきているということに加えて、今、災害地への支援や、今度福島で放射能の汚染水、汚染水と言ったらいかんですね、放射能で溜ま

った水をですね、浄化して、処理水をですね、海に流すということで、その漁業者あたりへの風評被害というようなことを助ける意味合いでもね、いろいろなふるさと納税をやって助けると、いろんな方面にこのふるさと納税がそれぞれ助かっているわけですけども、そういう中で、マイナス30%とはいえ、県内でいえば相当上位の部類だとは思いますが。

そういうことで、町としての大きな事業もね、今年度新庁舎建設や木葉駅構内のエレベーター設置工事あたりやっておりますけれども、これについてはちゃんと予算も組んでですね、財政的には見通しは立っておりますから、何とかマイナス30%ぐらいというところで今年もやってもらっているならば、町内買物券への自主財源としての財源は、それで何とか賄ってはいけるんじゃないかと思っておりますけれども、そのへん町長はどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

ふるさと納税については前年よりも30%減の状況だと、先ほど課長が答弁しましたが、ふるさと納税、災害等がっております。福島農産物の購入を働き掛けておるとか、それとですね、サイトを玉東町も早々と利用したもので、最初は良かったんですけど、みんながですね、そのことが分かってまいりましたので、若干ですね、玉東のふるさと納税の額が減ってきたんじゃないかなと。よそのほうもですね、ずいぶん今は頑張っております。大体4年前だったかな、1番になったんですけどね、それから大体7番、8番、今年はですね、状況によってはやっぱり10番から下がるかも分からないと、そういうふうな見方をしております。

しかしながら、地区懇談会の中においてもですね、やっぱりかなり道路の清掃とか樹木の伐採とか出てまいりましたが、その中でもやっぱり生活にですね、物価高騰が重くのしかかってくるという状況はありました。そのことを考えまして、財源の確保はどうなるかということですね、慎重に検討してまいりました結果ですね、今年度までは何とかできるんじゃないかなと思っておりますので、大体ですね、12月から1月の買物券で、配布をですね、11月の最後の土日で配布してみたいと、そういう計画を立ててみたいと。

議会に回る時間がなかったらですね、専決処分をさせていただきたいというふうに考えているところであります。専決をする場合はですね、どうぞ議会のほうもですね、御理解を賜りたいと、そういうことで答えたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町長から非常に実施に向けての考えを表明してもらいましたので、本当にうれしく思いますけれども、コロナに関して言えばですね、今また結構町内でもコロナの陽性者が出てきておまして、現在コロナの陽性と分かれば、5日間はじっとしとかないかんということで、休業を余儀なくされる。そしてまた現在はそのコロナで休業しとって何の補償も今はないということで、そういう面でもですね、また町民の生活の苦しさに拍車をかけてきているわけですね。今回また玉東町が町内買物券事業をやるということになればですね、玉東町に住んでいて良かった、玉東町民で良かったという、非常に実感が町民の皆さんも分かるんじゃないかと思っております。

そういうことで、町長が言われたように、年末年始に使える形での11月末での配布を頑張ってお願ひして、これで終わりたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） これで9番、吉住貞夫君の質問を終わります。

続きまして、5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） おはようございます。2点お伺いをいたします。

1点目、生成AIを学校現場に利活用ということでお伺いをいたします。

県内の小中高校で「チャットGPT」をどのように利活用するかと模索が始まっているのですが、教育長におかれましてはどのように認識されておられますか、伺います。

2点目、血液検査で病気の診断ということでお尋ねをいたします。

荒尾市では、5ccの血液をアメリカの医療機関に送り、本人の生涯にかかる病気の診断をしてもらおう事業に取り組んでおられるとのこと。診断が本当にできるのであれば、生活習慣を改善したり、定期検査に取り組みながらリスク軽減を図ることができ、町民の健康寿命にも影響してまいります。取り組んではどうでしょうかということで、町長にお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 坂村議員の質問にお答えします。

まず私自身の認識でございますが、AIに関する文部科学省のガイドラインは、これから試行錯誤しながら作成されるということでしたので、このガイドラインができてから取り組めば良いとの認識でした。しかしながら、生成AIを学校現場で利活用するにあたって、AIに作成させた資料が自分の考えに沿ったものであるか、正しく判断できる能力、自ら学び考え、未来を切り開いていく考える力が活用する生徒の側に必要となり、ガイドラインができ上がってから取り組むのでは遅いような気がします。

そこで、今年の夏から教職員を対象にこれから継続して行われる教職員向け研修に、教育委員会の職員に積極的に参加してもらい、生徒の利活用に生かしていければと考えているところで

す。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問には、専門的な見地から担当課長に答弁をいたさせます。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 5番、坂村議員の御質問にお答えします。

荒尾市がDX（デジタルトランスフォーメーション）を活用し、今年3月に実施した5ccの血液によるタンパク質解析、フォーネスビジュアス検査では、4年以内の心筋梗塞、脳卒中、5年以内の肺がん、20年以内の認知症の発症リスクが、将来の疾患予測として可視化され、検査結果のもとに専用アプリで生活習慣病改善メニューを提供し、保健師の資格を有する相談員が生活改

善をサポートするものです。

荒尾市では、検査を受けられた方が61名、全国で1,000名程度の利用実績があり、費用は1回の血液検査で5万5,000円程度となっています。

現在町では、国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者に対し、若人健診、特定健診、後期高齢者健診等を受けていただくよう受診勧奨し、健診受診後は健診結果により生活改善に向けた健康支援を行っています。また、町民の方に対しがん検診等の案内も行っております。

令和4年度におきまして、若人健診の受診率24.8%、後期高齢者健診27.7%、令和3年度のデータになりますが、特定健診52.8%となっており、なかなか受診率は上がってきていない状況となっています。

この健診等は、糖尿病や脂質異常症、高血圧や肺がん等のがん、脳卒中や心臓病等の生活習慣病のリスクを早期に発見することを目的に実施しており、その後の保健指導等による食事、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣を改善することで、生活習慣病の発症や重症化を予防する効果が期待されています。

2040年には4人に1人が認知症になると言われている中においては、早めの予防が大切になります。厚生労働省の資料によりますと、危険因子を排除していくことで、35%の認知症予防が可能と言われています。そのためには若齢期の教育や肥満、高血圧、社会的孤独や難聴等の予防対策を講じていく必要があります。

議員の意見を参考にしながら、荒尾市の状況についてはこれからも確認を行い、今後の取り組みを進めていく必要がありますが、まずは特定健診等の受診勧奨を行い、生活習慣病の予防に向けてさらなる取り組みを行っていきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それでは、2点目のほうからまいります。

今、説明で荒尾は61名の受診だったと、検査が行われたということで、全国では1,000件ということですね。なかなかそういった珍しいといえますか、アメリカに送ってそれだけの検診をして、自分の生涯にかかわる病気が判断できるという検査でも、61名ぐらいしかおられなかったということですかね。これは1年の1回きりということですかね、この61名は。これは毎年こういうふう継続してされるということ、その点はどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） これはですね、ちょっと継続的にされる予定であるということは聞いております。内閣府のですね、予算1億円をですね、補助事業として使ってですね、行われておりますので、その事業の中でまず今年度実施されて、継続的に今後も行っていかれるところだというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 確かに今、1次予防、2次予防、3次予防の中で、玉東町においても1

次予防で地区サロンが行われたりとか、そういったことが進められております。もうこれは10年ぐらいになりますかね。今、私も最近口腔ケアといいますか、そういったのも非常に身体の病気に影響してくるということで伺っております。

やはり、なぜ今回こういった質問をさせていただいたかというのはですね、やはりだんだんと今、出生数が減ってきていると。つい先般も上半期の出生数が公表になりました。前年対比の3.6%減で37万人だったと。このまま1年間推移すれば74万人と。既に昨年の日本人だけの出生数は77万台だったということで、もう既に3万人減少する恐れがあります、今年度は。

ということで、やはり今、大体2人、2人はないと思います、もう1.何人で1人の高齢者を支えている時代です。こういうふうな出生数が減っていくと、やはりどんどん分母の数、1.8か9ぐらいだと思いますけれども、それが1.5になったり6になったり、2040年ごろ、2050年か60年になったら1.2というような推計がされております。もうほとんど若い人1人で高齢者1人をみていく時代がもう目の前に迫ってきていると。そういった中ではですね、やはり高齢者というのは、きちんと健康寿命というのを延ばしていく必要があると。

そこで課長、玉東町の健康寿命というのは何歳でしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 議員の御質問にお答えします。

まずですね、玉東町のこれ令和4年度ですけど、平均余命につきまして、男性がですね82.8歳、女性におきましては90.4歳となっております。健康寿命におきましては、これデータが少し古くなります。平成28年度になりますけど、男性が65.6歳、女性が66歳となっており、平均余命と比べますと男性が大体15歳ほどの差があります。女性においては20歳ほどの差があるような状況となっております。そして平成28年度以降のですね、データについてはですね、県が市町村ごとの公表は行っていないということで、すみません、28年度のデータで御報告させていただきます。

これに代わりましてですね、このデータに代わりまして、現在はですね、平均自立期間というのをですね、これ一つの目安にしております。これにおきましては、要介護2の状態、介護保険の要介護2の状態にですね、なるまでの期間で、男性のほうで81.3歳、女性が87歳となっており、男性のほうでですね、平均余命からこの平均自立期間を引きますと1.5年、女性のほうにつきましては3.4年というふうな数字が出ております。この1.5年、3.4年、こちらのほうでですね、何らか介護が必要な期間というふうになっておりますので、こちらの期間をですね、やはりいかにですね、短くしていくかというのがですね、今後の課題となっております。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 平均自立何ですか。

（平均自立期間です。）

ということは、何とか人の手を、介護をいただかなくても自分でやっていける、生活ができるという方を指すわけですか。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 今ですね、坂村議員が言われたとおりですね、要介護2になるまでの期間ですので、その平均自立期間はですね、何ら介護が、家族の介護が必要ない、そういった期間、自立した期間、要介護1までの期間というふうな形になります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それが男性で1.5年、女性で3.4年です。まあ基本的に今、先ほど私が言いましたように、こういった玉東町の平均寿命というのが今、82.8歳と、女性で90.4歳と、だんだんだんだん長くなってきております。ですね、平均寿命というのは。当然全国的なことを言わせてもらおうと、ここにちょっと調べてみましたが、健康寿命というのが男性で72.68歳、女性の方が75.38歳、男性で8.73が何らかの支援をいただく期間、生活をする期間というふうになります。女性で12.07年、かなりやっぱり負担をかける、そういった介護に頼っていく期間というのが長いと。今回玉東町では、そういった自立期間ていいですか、介護2までの中で何とか自分で自立できるような形で1.3年女性で3.4年だったですかね、かなり健康で推移されておられるというふうに伺います。その数字を見るだけで。

これからいろんな形で若い人たちはこういった出生数が減ってくると、これはどんなに国がいろんな支援をされても、この数字というのがどんどん出生数というのが減ってくるというふうに予想せざるを得ないといえますかね、私たちは。高齢者というのは、今、3,600万人ぐらい全国でおられますが、2040年、2050年になってもこの数値というのは変わらんとですよ、3,600万か500万か、そのへん程度ですと推移していきます。減るのは生産年齢人口、若年層、ここなんですよね。だから、これからの社会というのは、そういった中では非常に若い人たちに負担をかけていく時代と。それを若い人が負担にかからないような形で高齢者というのはしっかり考えていく時代に入ったというふうに思います。

こういった取り組みのおもしろい取り組みということで、ちょっとニュースであっておりますので今回質問をさせていただいたわけですが、やはり、なかなか今から先どのようにやっていくのか。で、課長が先ほど言われましたとおり、少し推移を見ていただきながら、もしそういったことがですね、できるのであれば取り組んでいただきたいなというふうにも思います。しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

この件についてはこれで終わります。よろしく願いしときます。

続いて、教育長のお話です。チャットGPT、文科省のガイドラインがまだはっきりしてないんだと。暫定的なガイドラインというのは出ていると思います。正式なガイドラインというのがまだできていないということですが、これは近々そういった正式なガイドラインというのが出てくると思います。

何でこういうことをまた申し上げるのかというのは、今、教員の方たちの働き方改革がなされております。非常に業務が多忙で、残業が過労死ラインを超える方たちがいっぱいおられると。これは全国的なことです。今、私が申し上げているのは。そのことによって、やはりまた別な形

で業務以外に保護者からいっぱい苦情や電話をもらうんだと、そのことでストレスを相当感じられる先生がいっぱいおられると。ちょっと調べていたんですけども、1か月以上こころの病をされる先生がどのくらいおるかという、9,500人ぐらい毎年推移されていると。そういった精神的にダメージをいっぱい教員の先生というのは今、もらっておられる、受けておられます。そういう時代である。このことによって文科省が働き方改革を是非遂行していかなければいけないということで取り組んでおられる、それが2025年までに部活を地域に移行してもらおうと、ということで進められておられます。

そこで、やはり県内のことにちょっと戻りたいと思いますが、県内のそういった先生たちがなり手がなく、そういったブラック勤務で、というのが全国で言われていますのが、県内もしくは玉東町もそうですけれども、県内の動き、先生たちの動き、なり手がなく、部活が地域にどのような形で今、移行されているのか、そのところを先生、よかったですらちょっとよろしく願います。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 坂村議員の質問にお答えします。

県内の状況ですけれども、今年がもう小学校の競争率が2倍を割りましたので、そして受験した人を全部採用するわけにはもちろんいかんですよ、能力のこともありますから。ですから、今の時点で採用、来年必要な学校の先生の数を、今の時点でもう40人か50人足りていないんです。ですから、来年なんていうかな、学校現場で、小中学校で学校の先生の数が足りないというのは、もうはっきり今の時点でしているんですよ。ただ、何でこういう状況なのかという、いろんな要素はあると思うんですけども、働き方改革で、なんていうかな、学校の先生の仕事をブラック企業に例えてマイナスに捉える世の中の風潮が、これはすごく大きな問題ですよ。それから、部活動が非常に負担に思っている先生が多い、それは多いんでなくて大体半分半分です。部活動を一生懸命やりたいから学校の先生になったんだという人ももちろんおるし、自分の専門の種目でないから部活動をやるのは非常に負担に感じているという、ただ、その負担に感じているという意見が表にボーンと出てくるけれども、一生懸命好きでやろうという人の意見はなかなか表に出てこないという、そういう教育現場の先生たちの実態をきちっとマスコミが取り上げて発表しているかという、そうではないような、偏った捉え方をしている、そこに非常に大きな問題があると思います。幸いにも玉東中学校の子どもたち、学校の先生になりたいという子どもたちが徐々に増えています。

それから、先ほど保護者のクレームのことをおっしゃいましたが、私もあっちこっち熊本市内からいろんな中学校に勤務してきましたけれども、私が教育長になって保護者からのクレームというのは1件か2件ですね。これはもう9年間で1件か2件ですから、極めて希なケースじゃないかなと、それくらい玉東町の保護者の方々が、子どもたちを温かい目で見ているんだなという、そういうありがたい気持ちは持っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ありがとうございます。

玉東町の現状は非常に良いと、そういったお話をいただきました。ありがたいことで、先生たちの指導も非常にいいんだなあというふうにも思いますし、そういった子どもたちも素直に育っているんだなあというふうにもうかがえます。

先ほど先生が今おっしゃられました、40人ぐらいだったですかね、熊本県内で実際足りていないんだと。全国では2,000人ぐらい足りていないというふうにあがっておりました。やはり玉東町にはとか、県内ではそういった、先ほど2倍ぐらいというのは、これは例えば大学に進まれる先生、先生の倍率ですか、それが2倍ということでしょう。非常に先生になりたいという子どもたちも玉東町にもいるということですので、おられるということですので、非常にそれはですね、やはり教育の、すべては教育だろうと思います。人の先をつくり上げるのはですね。

そういった中で、やはり今回、AIを先生に、まだガイドラインが決まったぐらいか、暫定的なガイドラインがでた中でのお話をさせていただきました。こういった時代の流れというのがですね、私たちはもう目を見張るものがあります。そのすべてはですね、10年前ぐらいになると思いますが、光ファイバー網をうちの町長がやっただけです。これがすべてなんですね。ここからすべてが動き始めたわけですよ。私たちが持っている携帯、これは2008年、15年前にスマートフォンというのが出てきたんですよ。このことは今はえらい時代の流れになってきております。

こういった中で、ちょうど3年前だったですかね、GIGAスクールという形で国がとにかく世界の中でも日本は非常に遅れていると、そういった通信技術機器を使いながら、教育の現場で活用していただきながら教育を、教育の場に持ち込んでいくと、というのがちょうどあったのが、5年計画が、ちょうどコロナ禍の中で5年間の予算を前倒してやると、一気に子どもたちにタブレットが行きました。当時は、そのタブレットの中でもいろんなサイトに入るんじゃないとか、ないだろうとか、そういった心配をなされておりましたが、それは全く私は心配することではなかったと思います。子どもたちというのはですね、やはりそのときでもオンラインゲームとか、そういったのを盛んにやっております。そういった状況でスタートしたのがもう3年でAIなんですよ。もうほとんどそういったのがですね、全部の国民がAIを活用しながらですよ、今やっている時代に入りました。

教育の現場で、なかなか一番核となる部分は教育とっておりますので、中に入るためにはいっぱい前もってそういったことのガイドラインを設けていきながら、教職の場にAIを使ってもらおうという形になると思いますけれども、一般的にはですね、AIを使って、瞬時に答えを出します。だから、今、例えば夏休みで感想文を出してくれとか、例えば自由研究だとかいうのは、AIに聞けばAIが一瞬で感想文も出します。そういった時代に入ってきました。

そういった中での子どもの教育というのは、やはり教育なんですよ。だから、いかにしてそれを教育の現場に持ち込んでいくのかというのが、これから先の教職のそういった課題だろうと。先生が私は最初に過労死ラインの80時間の方が全国的に多いんだという話をいたしました。やはりそういった部活が、例えば全部移行するのか、その中で自分は部活を担当したいとい



跡地の西側には運送会社が営業されているが、東側に人のうわさでは金属くず等の廃棄物等の一時集積場と聞いていますが、把握していますか。私が通告後に、塀に今、事業内容を掲示されていますが、一応把握されていますか、お聞きします。

次に、行政許可等の仕様についていかがですか。

事業所は3メートルぐらいの塀で囲んで中は見えない状況であり、金属粉の飛散や排水の不適切処理が生じないか心配であり、行政の調査が必要ではありませんか。町長に伺います。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

まず、学級の教室の使用現況についてですけれども、学級教室と学級に切り替えることができる多目的室などについてお答えします。

まず1年教室一つ、2年教室が一つ、3年教室が一つ、4年生の教室が2クラス、5年生の教室が一つ、6年生の教室が一つ、知的障害学級が一つ、自閉情緒学級が一つ、学習ルーム、多目的室となっております。

来年度の新1年生の見込みが44人と聞いているけれども、教室の確保はできるかということですが、できます。学習ルームか多目的教室を普通の教室にすれば確保はできます。

それから、将来の木葉小学校の人口増に対して、教室数の対応についてということですが、来年度の新1年生は2クラスですが、現在のところその先2年間は1クラスの予定です。元々木葉小学校は1学年2クラスを想定して造られていますので、教室が不足することはないと思います。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問には、課長より答弁をさせます。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

まず、廃棄物と有価物の違いについて御説明させていただきたいと思います。

廃棄物とは、廃棄物処理法で、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不用品であって、固形状または液状のものと法律でされており、一方有価物とは、他人に買い取ってもらえるような価値のあるものと定義されています。

まずそれを前提に大城戸議員の一つ目の質問に答えさせていただきたいと思います。

有価物の置場で、通称金属スクラップヤードといわれるものと、一つ目のその質問に対しては認識しております。また、二つ目の質問の行政許可等については、この金属スクラップヤードの設置に関する許可や届け出、保安基準など、直接規制する法律等がないのが現状でございます。

三つ目の質問については、町としても大変危惧しているところです。今後不適切な運営による環境の悪化を防止するため、監視をする必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 小学校のことですが、教育長言われましたように、現状でどうか特別室があって、あと三つの教室が余裕があるということを言われまして、それで来年は、今、1年生は1クラスですが、来年はこれが2クラスになるということで余裕ができる。それと、今、1年生が32人、2年生が34人ということで、2年生が34人で、あと2人増えれば今の2年生が今度は3年生、来年度は2人増えれば2クラスになるという、そういうことで、現状だったらいいんですけど、2年生があと2人増えれば来年は2クラス、そういうことで、そのへんを予測しながらということですが、どうか教育長の余裕があるという、3クラスあるから余裕があるということと言われましたが、先月の熊日に8月26日の掲載に、居場所新設自治体に補助ということでちょっと載っていましたが、やはり学校の教室はいくつかやっぱり余裕がなからんといけないということで、これに書いてあってもですね、文部科学省は、空き教室を活用して、学校内で不登校の児童・生徒をサポートする校内教育支援センターを拡充するために、新たに設置する自治体に必要経費を補助するというので、いっぱいいっぱいとか、あるいは教室が足りないというところは、こういう教室の増設に補助を出すというようなことだろうと思うんですが、それで、やはり学校は特別室用の理科室とか音楽室とか、そういう教室は専門的なことは必ず必要ですが、やはり空く教室がいくつかはもう当然必要ですが、子どもたちがやっぱり心配とか相談をする、できる別の教室がやっぱり必要ということで、それで、今現状で3教室空いているけれども、来年は一つは埋まる、もう一つ埋まるかもしれんということで、将来的には木葉地区の人口増ということで、台湾の企業が来て、菊陽から西合志、植木と近づいてきておりますので、玉東町も通勤圏内に入ってくれば、3、4年後ぐらいはその可能性があるということで、今、現状で将来を見据えたところで、1歳から入学までの住民基本台帳でその数を把握できるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） そのあれはちょっと出しているんですよ、出している中で、令和7年度が木葉が31、山北が9、それから、令和8年度が木葉が20、山北が16ということと、あと、いまの1歳児は確か30人を割っていたと思います。ちょっと資料が持ってきていたんですけど、ちょっと待ってくださいね、そうですね、0歳児、玉東町、木葉で0歳児が今、27、1歳児が23ですから、それから3歳児にあたっては14人ですので、大幅に増えて2クラスになるということは、今の時点では考えなくてもいいんじゃないかなと思います。

それから、先ほど議員がおっしゃってました、学校に空き教室があったほうがいい、文科省が補助をするということなんですけど、これは多分適応指導教室あたりを校内に設置する場合のことを言われているんだろうと思いますけど、この適応指導教室は、必ずしも校内でなくても公民館ですとか、そういう別の場所に設置することはできますので、そういう状況になってもまず子どもたちが、あるいは保護者が困るということは現時点ではないと思います。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私は来年の新生児が44人ということのをちょっと耳にしましたので、ま

たその後もそういう形でいくなれば、これは木葉小学校は足りないかなあというちょっと思いでお聞きしたところが、そのあとは27名、23名、14名とか、そのくらいの人数ということならば、十分足りるかなあということで安心はしましたが、玉名市の築山小学校なんかは、ずっと前から増えていますけど、現状もですね、プレハブで増築しても、それでも足りないということで、今は廊下に、廊下を仕切って教室をつくってされているということをお聞きしたので、玉東町の木葉小学校についての今後についてお聞きしたんですけど、まあ大丈夫かなあということをお聞きしました。

それでは次の質問ですけど、ずっと塀で囲んで、噂で何ができてちょっと噂は聞いていたんですけど、私、その地区にいますので、その地区の区長さんにも一応訪ねて、区長さんもどういう事業所か聞いていますかと言うと、全然知らないということで、一人で事業所に行って聞くことはできませんので、やっぱり役所ならば内容を聞きにいかれるかなあということでお聞きしたんですけど、もう掲示をされていますけど、金属とか建設、中古の建設機械とか中古の農機具とか、そういうのを買い取るというような、その集積場ということを入り口のところに掲示してありますので分かりましたけど、それで少し心配だということでお聞きしますが、行政許可等はないということで、事業所の内容がある程度はつきり分かれば、ある程度の人たちも行政のほうも分かると思うんです。今まではそれが全く分からない状態で建設があったものですから、それで心配なのが、危険物等がもしも扱うことだったら、これは法的規制がありますので必要ですけど、そういうことはない。

例えば、給油所とか事業所で油とか使うところは規制があります。油を流さないような防油堤を造らないかんという規制があります。そういうとにはかからないけれども、法的はかからないけれども、そういう機械がずっと蓄積されれば、油に機械はいっぱい絡んでいますので、排水は流れます。それを流れないための処置はされると思うんですが、それは木葉川に多分排水はされると思いますが、それはされると思うんですが、事業所も知られん、それから役所も、役場もあまり知らないところがあります。それは何でかと言うと、排水は木葉川に流す予定で事業所はおられるかもしれんですけど、あそこは入り口に北側に用水路があります。あの用水路は安楽寺用水と言って、稲佐地区と玉名市の上村地区が、約50町ぐらいの水田に用水を引かれております。そこに今はじゃんじゃん流れていますけど、その米に水利をとっている水利の地権者あたりの許可等のあれは、何か必要あたりはそのへんはどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 議員の御質問にお答えします。

まず、排水なんですけど、スクラップヤードというところで、そこで何らかの加工をしたりというところは、今のところ私はないのかなあというところで、排水は流れないのではないかと考えております。ただ、合併浄化槽あたりの排水は、どちらか排水路に排水されるかなあと、事業所の事務所ですね、そういうところは考えております。

水利組合等も監視をしていただきですね、できるだけ油の流出があつては困りますので、私たちが水援隊等と協力して、そういう巡回は今後させていただければと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 大きな建設機械をあそこに放置して集積されるということですから、雨が降れば油は流れるということは分かっておりますので、事業者も多分、最後は雨が降って木葉川に流すところをされます。自分たちの事務所の使用水も排水をされますので、油が流れないような処置は、ひとつ溜めて、そこに油が漏れないように処置をされると、当然されると思いますが、そのへんをちょっと監視をしていただきたいと思いますが、ここで大事なことはですね、事業者も知られん、役所もまだ知られんというところで、この問題を質問したんですが、安楽寺、その用水については、今、水田にずっと引かれてじゃんじゃん流れているんですが、これは名称が安楽寺用水という名称ですが、その用水路には木葉小学校から、木葉の西のほうの排水、雨水、すべてあの用水路に流れております。岩崎工場の前を流れているあの用水ですね、あれは久保田の堰から稲佐を通って玉名市のほうに流れております。それで、その用水が非常に危険です。今までも建設常任委員会で言ったこともありますけど、危険ですということっておりますけど、その用水はかなり大きい用水ですけど、今、3分の2ぐらい用水を久保田の堰からとって流れているんですけど、大雨のときには木葉山の水もそこに流れます。町水も毎日排水を流しておられます。排水路としても玉東町の人には相当ためになっている用水ですけど、元々は農業用水です。その必要な用水で、玉名市のほうはもう数十年前から、三方張りでコンクリートで整備がずっとされてきました、ざっと。それで今、岩崎工場の少し上ぐらいのところまで今、止まっております。それで、玉東町にも早くしてくれて、そこ用水が非常に危険な状態で、大雨でいつ決壊するか分からない状態です。見てわかります。それで、その用水路のすぐ近くに米を、すぐ横ですね、上流に、そこに4、5人のひとが今、米を作っておられますけど、非常に危険で、自分で補修したりしておられますが、いつでも決壊するそういう状況で、今年の大雨でも、今度の来られるその事業所、その少しちょっと上まではコンクリートをしてあるんですが、そのコンクリートのやっぱり上を今年の大雨でも越しております。そこがもう少し上だったら決壊します。それであと80メートルぐらいがまだ未整備の状態です、いつ決壊するか分かりません。それで、それがもしも決壊したならば、オルガン針も冠水するし稲佐地区も冠水します。それが決壊したなら冠水します。冠水したならば、この事業所が置いている機材に油が付着しているのも流れます。すと稲佐のほうにも流れていきます。そういう重要なことですが、これは事業所は知りません。木葉川のほうに、南のほうに流さないように工夫ばして処置されると思いますが、この用水路には通常は流れません。だから、事業所の人には自分には関係ないということだろうと思っておりますので、町のほうがこの用水路をですね、決壊しないように整備しないと、もう町長、排水もできないようになるこの用水路は重要な用水路ですので、まずですね、町長に見てもらいたいと思いますが、この。

○議長（松尾純久君） 大城戸議員、用水路の話と事業所の話は全く違いますから、この通告書の趣旨に従って質問を変えてください。

○3番（大城戸廣澄君） この事業所ができるということで、町のほうも多分知らないというこ

とで、私はここを中心にちょっと言ってるんですけど、事業所ができて、事業所も知られん、だから、町はそのままの状態にしとけば大変なことになりますよということですので、それで、この玉東町だけで私がうんぬん言ってるわけじゃなくて、この用水路は前も言ったんですけど、玉名市が主体の用水路ということで、もう玉名市は十分危険だということですのでずっと進んできて、玉東町で止まっていることですので、玉名市と連携して対策をすれば、玉名市が半分以上は間違いなか、もう3分の2以上ぐらい玉名市が出されると私は思いますので、玉名市と連携してということで、まずですね、町長と担当課員で、見てすぐ分かりますので、どれだけ危険かということで、それをしないとその事業所に止めている機材あたりの油も流れてきてきて大変なことになりますので、町長に伺います。

○議長（松尾純久君） 質問の趣旨は、先ほど言いましたように用水路の問題は別です。油流出については、先ほど課長から水援隊等と調整の調査検討を考えておりますということですので、それ以上のことはまた次の質問に出してください。

○3番（大城戸廣澄君） それでですね、もしその事業所に置いてある機材から油漏れが発生したならば、町の対策は、そのへんを、そういうことが起きないように課長も監視するといわれましたように、本当にそれは注意しとかんと、いつ起きるか分からない状態ですので、そこは言っときますけど、町長もそういうことが本当にいつでも起きる状態ということで、その用水路は見た目ですぐ分かりますので、それ町長、確認はしとってください。いいですか、町長に伺います。

事業所がそういうことの起きないように町のほうも十分注意しとってください。

○議長（松尾純久君） ちょっと待って、答弁は用水路については必要ないですから、監視させることだけ最終答弁してください。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えますけど、一般質問の趣旨に大幅に変わってまいりました。以後注意をしていただきたいと、執行部側からお願いしておきます。

用水路の監視については、それはほかの農業施設の油タンクがあります。そういうのと同じように監視していきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それでは最後に終わりますけど、私が言いましたように、この事業所が普通の事業所と違うんですから、そういう事業所は機械を置き去りにするということは、今はいいんですけど、雨が降ったならば町は対策をしないと流れ出ますよということを行っているんですから、ここでもしも起きたならば、起きないように対策をしてくださいということで私は言ってるんですから、起きたら大変なことになりますよということで、稲佐地区は全部冠水して油は流れるんですから、そういうことが起きないように町は対策をしてくださいということで、お願いで私は終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質問を終わります。

続きまして、4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 質問の前に訂正箇所とですね、ひと言お願いします。

訂正箇所が、一番最後の行の「そのような補助を出されたのか」、「た」を「る」に訂正してください。まだ補助をこれから出されるということで、「る」のほうに訂正をお願いします。

それから、令和5年7月3日からの熊本県における記録的な大雨の影響により、災害が発生しました。玉東町被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。

それでは一般質問を行います。

令和5年6月29日から7月3日かけて熊本県における記録的な大雨の影響により、災害が発生しました。この大雨災害で、玉東町管内でも大なり小なりの災害が発生したと認識しています。そこで、今回の大雨災害での玉東町管内の被害箇所は何か所に及んだのか。また、農地・宅地・雑種地・町道、その他災害箇所の明細を伺うとともに、被害を受けられた地権者に対し、玉東町行政としてはどのような補助を出されるのか伺います。

(明細じゃなくて詳細じゃないですかこれ。)

ああそうそう、詳細です。

○議長(松尾純久君) 町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 4番、狩野議員の質問には担当課長より答弁をいたさせます。

○議長(松尾純久君) 建設課長、小島隆一君。

○建設課長(小島隆一君) 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

令和5年6月29日から7月3日にかけての大雨については、県が当町に設置する雨量計によりますと、観測日時、令和5年6月30日から7月10日の一週間で、総雨量460ミリ、最大24時間雨量171ミリ、最大時間雨量72ミリの大雨が降りました。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法で、災害とは防風、洪水、高潮、地震その他の異常気象な天然現象により生ずる災害とあり、大雨の場合は最大24時間雨量80ミリ以上の降雨、または、時間雨量等に特に大ある場合は、時間雨量20ミリ以上が災害と定義されています。

当町におきましても24時間雨量80ミリに対し171ミリ、1時間雨量は20ミリに対し72ミリと約4倍の雨が降ったこととなります。今回の大雨では、熊本県内において県が管理する道路、河川等の公共施設の被害額は、7か所で2億5,000万円、市町村においては546か所で62億円の被害額が報告されています。

当町では、7月3日の深夜から未明にかけて雨足が強くなり、町道においては、二俣、上白木、西安寺、木葉地区において、法面が崩壊する土砂災害が発生しました。また、河川においては白木川が氾濫し、JAたまな玉東総合支所の倉庫に流れ込み、床下浸水の被害を受けました。

このような中、当町管内での災害発生は7月4日の災害調査の結果から、道路への土砂崩れ7か所、路肩崩壊3か所、町管理河川の護岸決壊1か所、河川の氾濫2か所、倒木・落石等6か所、それから、農地及び農業施設の被害18か所、その他私有地の被害2か所など、当町管内での被害箇所は大小合わせて39か所となっております。

御質問の当町における補助の状況につきましては、公共施設において、道路4か所、河川1か

所、農地等施設においては、農地6件、施設2件を災害復旧として補助事業の申請中であり、採択に向けての手続きを経て、復旧工事に着手する予定であります。

農地等については、補助採択の要件があり、補助対象に該当しない箇所も存在しますが、このように国・県の補助金を活用して被災地の復旧にあたっているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、今回の大雨災害では、今の建設課長の説明で、被害地権者届け出が20件、その中で補助金対象が8件の件数という説明でしたが、残り12件の被害地権者に対し、玉東町行政単独の補助はできないのですか、伺います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、農地については補助の採択基準がございます。農地の補助採択に該当しない災害箇所についての対応ですけれども、今回最大24時間雨量80ミリ以上、時間雨量おおむね20ミリであった場合、なおかつ、被災箇所の復旧工事費40万円以上が災害復旧事業の補助対象として認定されます。

したがいまして、今回の大雨による災害については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づきまして、国のほうから激甚災害と指定をされ、適用措置を指定する政令が8月25日に閣議決定をされ、8月30日に公布施行されました。よって、激甚災害に指定された災害復旧事業については、補助対象の復旧工事は補助率の嵩上げが行われます。

また、補助対象外の災害箇所には、農地等小災害復旧事業債として起債でございますが、工事費が13万円以上40万円未満の復旧事業について、災害発生年において起債事業として認められることとなります。この措置を適用することで、工事費の50%が起債充当率となり、受益者の費用負担を2分の1として起債の充当分の50%を玉東町小規模災害復旧事業補助金要綱に基づいて交付する制度がございます。したがいまして、激甚災害指定前の補助不採択の災害箇所についても、今後復旧事業の対象として対応を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは今の説明の中で、農地ですね、激甚災害が8月の30日、国の国会のほうで決まったということで、13万円から40万円以下の工事費の50%が補助が認められて、地権者がその2分の1の負担になることなんですけど、この地権者2分の1負担を玉東町行政の単独補助としては出せないものか、そこを伺います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

基本的に農地、農業施設については、個人の所有不動産でございます。全額補助ができれば一番よろしいんですけども、町の単独での補助というのは、現在のところは考えておりません。小規模災害として受益者の負担をいただきながら、町としての援助50%を考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、今年の大雨災害を振り返りますと、気象台は7月の10日午後12時25分に大雨警報を玉名市、玉東町、長洲町に発表しました。携帯電話への警戒アラートの通知もあり、緊張の時間でもありました。また、私が県のほうにもこの災害補助金制度をお尋ねしたところ、この大雨災害の補助金が9月末の先ほど課長の説明のとおり、国会で、全国での大雨災害については、激甚災害指定に決まり、これからが災害箇所認定に向け調査中との答えでした。まだ申請が今から始まって、今からが調査をするということで、それから補助金交付になるということで、少し、もう少し時間がかかりますという県の答えでした。

農家、農地の地権者あたりもですね、その工事費負担がどのくらいかかるのだろうかとお尋ねもある中で、2分の1が行政として出せる金額ということで、そのへんが数字的はっきり分かれれば、町民の方も納得すると思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質問を終わります。

時間が半端ですので、ここでしばらく休憩します。午後は1時に再開します。

---

休憩 午前11時48分

再開 午後0時59分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めて質問させていただきますのでかなり緊張しております。御了承ください。

まず一つ目、子育て世帯への支援についてお伺いいたします。

玉東町では、近隣の市町村から羨ましがられるほどの支援ができていることとは思いますが、各市町村が追い付いてきているという現状を受け、さらなる支援をと思うのですが、地域行事や町の行事、PTAの行事などの支援のあり方を見直すことができないか伺います。

2点目、移住定住支援についてお伺いいたします。

移住促進の広告、パンフレット等を作成する計画はないのか。移住後の不安を払拭するような環境の整備ができないか、伺います。

三つ目、町民アンケートについてお伺いいたします。

町民の皆様の意見や要望や提案などを簡単に伝えられる取り組み、意見箱やフォームなどの活用、また各分野において定期的にアンケートをとるなどの施策ができないか、お伺いいたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

新人議員として初めて質問台に立たれたわけですが、新しい視点でものを見ていかれることと期待をしているところです。

まず担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） それでは1番、前田議員の御質問にお答えいたします。

地域、町、PTAが行う行事などの子育て世帯への支援のあり方を見直すことができないかということですが、各地域の行事の子育て世帯への支援については把握しておりませんが、町の行事では教育委員会に関するものと、平日の放課後や夏休みなどの長期休暇中に、お仕事などで自宅にいらっしゃらない保護者の方への支援として、児童・生徒が中央公民館で学習などをして過ごしていただく寺子屋学習塾や、学習支援など、PTAの行事ですと、子育て講演会などがあります。これらのあり方については、支援を受けられる子育て世帯の皆さんからの御意見やニーズの変化を十分に汲み取りながら、必要に応じてその都度見直していくことが必要であると考えております。

また、地域、町、PTAでは、子育て支援にかかわらず、例えば、住んでいる地域を好きになってもらうために美化活動を行うとか、地域コミュニティを醸成するために体育行事を行うとか、学校の先生方と力を合わせて子どもたちの健やかな成長を図ろうとか、様々な目的で様々な行事が行われております。

これらの行事も参加者がいなければその目的を達成することはできません。それぞれが参加者の意見やニーズの変化を十分に汲み取り、そして、主催者、参加者がお互いに納得、理解しながら、必要に応じて見直していく必要があると考えます。

見直しの例として、子供会が以前は地区ごとに組織され活動していましたが、少子化などによって加入者が減少し、活動が困難になりましたので、令和5年度から玉東町で一つの子供会へと見直しを行いまして、活動できる人員を確保できたところでございます。

この例から、年々選手集めに苦慮なさっている公民館の行事で、球技大会、町民体育祭、駅伝大会についても見直しが必要ではないかと考え、先般、町民の皆様に対しアンケート調査を実施したところです。種目、時期、時間の見直し、あるいは行事自体の改変など、地域コミュニティの醸成という目的を達成するために、町民の皆様にご参加しやすい行事へと見直すこととしております。

以上で答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、1番、前田議員の二つ目の御質問にお答えします。

初めに、移住促進の広告についてですが、玉東町公式ホームページにおいて、移住定住に特化したページを設置しており、その中で住宅支援や子育て支援に関する情報、空き家バンクに関する情報、移住に関する相談や就労相談の情報等を掲載しております。また、縁結び大学という移住情報サイトに玉東町のことを紹介したり、熊本県が運営する移住定住ポータルサイトに外部リ

リンクを設定して情報提供に努めております。

パンフレットについては、玉東町移住定住ガイドブック「あらたま暮らし」という冊子を、平成26年度に2,000部作成、新玉名駅に常設したり、移住相談イベント等において活用した実績があります。その後、パンフレットの改訂は行っておりません。現在は熊本県及び荒尾玉名の2市4町で共同作成した移住情報誌「あらたま縁ブック」という冊子を駅前等の施設に常設しております。

町としての情報媒体を使った移住定住促進の方向性としては、情報媒体の主力と捉えているホームページの記事の充実を図り、情報の提供を積極的に行うとともに、絶えず最新の情報を提供できるよう努めていきたいと考えます。それを補う形で、先ほど紹介した移住情報誌「あらたま縁ブック」を活用しながら、情報発信に努めてまいります。

移住後の不安を払拭するような環境整備という御質問についてですが、移住者の方が情報収集する際、最も利用される情報媒体がホームページだと思いますので、繰り返しになりますが、既存のページの記事の充実を図り、移住後の暮らしがイメージできるような情報を提供していきたいと思っております。また、町の担当窓口でも移住に関する相談に対応できるようにしておりますので、少しでも移住後の不安を払拭できるお手伝いができるものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 1番、前田議員の最後の御質問にお答えします。

町民の皆さんと住みよい町をつくっていくためには、町民の方々からの意見や要望を聞く仕組みが大切であると考えます。そのため町政への提案や要望、苦情、相談など、町民からの様々な意見や情報に耳を傾け、町民の立場になって考え、その真意を理解する広聴の事業が必要となります。

広聴の事業の主なものとしては、町長をはじめ町職員が各行政区へ出向き、事業説明や意見交換を行う地区懇談会を平成13年度から実施しています。令和2年からコロナ禍で中止していましたが、今年度は4年ぶりに再開し、7月10日から8月25日まで15地区をまわり、322名の参加を得ました。

要望内容で一番多かったものは、道路整備や交通に関するもので22件、全体の37%を占め、次に樹木の栽培に関するものが10件で全体の17%を占めており、3番目に環境衛生や廃棄物に関するものが6件で10%となっています。さらに、町民の声を聞くために、役場正面玄関に置いてある「町長への直行便」という提案箱、第6次総合計画等では、計画内容をホームページに公表し、意見を募るパブリックコメント等を通して、町民の皆さんの声や意見等を収集しております。

また、令和3年11月からは、ホームページのリニューアルに併せ、お問い合わせフォームを新設しており、町民の方が名前、住所、メールアドレス、質問内容等を入力していただくと、回答については担当課で対応するような仕組みを構築しているところです。令和3年11月から現在までの実績としては、75件の問い合わせがあっており、今後も町民の皆さんの声や意見を聞く広聴

の手段として、利用促進を図っていきたいと考えております。

このように広聴事業の取り組みにつきましては、時代の変化も視野に置き、改善すべきところは改善していきたいと思うところです。

最後に、定期的にアンケートをとる施策ですが、アンケートは町民の皆さんが課題に対してどう考えているのかなど、ニーズを把握することで具体的な施策を始めるためには効果的だと考えます。定期的にとということですが、アンケートは実施に手間がかかり、住民の方の負担も多くなると考えられますので、必要に応じ積極的に取り組みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

まず1番の子育て世帯への支援です。私がここで問う支援のあり方というのは、主に時間の支援になります。一般質問でこういった質問をされている方はなかなかいらっしやらないと。ちょっと見方を変えるとタブーとされているようにも感じますが、現代のリアル子育て世代には極めて重要なことです。

皆さんは時間貧困という言葉をお聞きでしょうか。時間貧困とは、やることがたくさんあるのに1日の中で時間が足りてないという主観的体験のことを言います。慶応義塾大学のこういう時間、所得、健康の研究をされている方の論文では、6歳未満の子を育てる共働き世代の3割が、特に妻の8割以上が時間貧困に陥っています。十分な育児、家事や余暇の時間をとれていません。主要先進国の中でも日本は、このケアや余暇に充てる時間が少なくなっています。日本は高度経済成長期に、男性が仕事をして女性は家庭で育児を担うという性別分業が定着しました。近年は女性の進学率の向上や男性の所得低下など、様々な理由から共働きする人が増えています。核家族が増え、子育ての環境も変わりました。子育てと仕事にどう比重を置くかは世代や育った環境などによって異なります。子育てと仕事を両立させたい人たちの時間的な負担を減らすことが必要となります。そのための社会の意識変革が必要になりますと。

さらに、子どものいる世帯に限定して、時間に余裕のないことが子どもとのかかわりにどのような影響を与えているのか見たところ、時間貧困に陥っている世帯で、そうでない世帯と比べて、子どもと夕食を共にする頻度が少ないことも明らかになった。現代人は時間に追われている。時短という言葉のブームが示すように、1日24時間という限られた時間の中で、多くのことをこなし、生活の質を上げようと効率的な時間配分に努めている人は多い。家事や仕事に追われる人々にとって、十分な余暇時間を確保することは、努力なしには実現できない状況になってきているのかもしれないと書かれています。

この論文からも分かるように、共働き世帯の奥さんのほとんどが、子どもと一緒に夕飯すらともに食べられてないんです。これが現代の子育て世帯の現状です。

町長、子育て世帯が今こういう状況にあるという認識はおありでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

そういう認識はね、あまりなかった。それは世代が違うから。我々の時代は、男が働いて女は家庭を守るという、そういう育ち方をやっとするから、そこには目が行かなかった。しかし、自分の子どもたちを見てみると、あなたが今言われたことがね、よく分かるような気がする。我々は7歳にしてね、男女席を同時にせずとかね、厨房に立たずとか、そういう世代で育っているわけ。ところが今、子どもを見てみるとね、厨房に立ってる、情けないなと思うことがある。しかし、それが今の時代だと。男の子だってね、やっぱり料理とか炊事、洗濯もね、できるように子育てしていかなんのかなあと、それはやっぱり共働き世代、これがやっぱり増えてきたからだと思う。我々の以前の人たちはね、共働きというのはあんまり感覚がなかったわけよね。男は外、女は内という、時代と共に変わってきた。時間というのは、やっぱり自らつくり出すことが大事だと思う。これは人が与えるんじゃないでね、やっぱり自ら工夫して時間は余裕ある時間をつくっていかなければならない。そのためには、やっぱり夫婦共働きの世帯は、夫も炊事・洗濯ちゃんとできるように、子育てができるように、そういう感覚を持っていかんと、今から先の夫婦間というのはうまくいかないんじゃないかなと、指摘されるとおりだと思います。そういうところもね、考えながらいろんなことに気を張りめぐらしていきたいと、そう思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

一応是非子育て世帯の現状を把握していただきたいと思います。この時間的貧困という概念を導入し、所得と時間の両面で貧困を考慮する、これこそが子育て世帯への支援のあり方だと私は考えております。

そして、PTAですね、PTAにいたっては、行政とは関係ないという考え方もありますが、私は別組織という理由で放置してきただけじゃないでしょうかとも思います。そして、行政もPTAに依存している側面もあると思うんです。何か行事があるたびにPTAから何人とか、例えば、先日開催された社会を明るくする運動、あれは町民の方からすると町の行事です。そこに各学校のPTAから約20名ほどの出席を求められるんです。そのほかにも町の会議だけでも多いときで月に6回ほど出席するときもあるそうです。これでも依存してないと言えますか。町長も経験されているとは思いますが、PTA会長になろうもんなら年に100日以上会議やら行事に出席しないとイケないんです。100日以上ですよ、およそ3日に1回です。子どもたちのためになんか何もしたくないわという親はいません。みんなしてあげたいんです。

しかし、先ほど時間貧困の話をしました。子育て世帯にそんな時間はないんです。今、PTAの問題は国会でも質問されているぐらい社会問題になっています。そして今まさに改革、見直しを必要とされている会長さんもいらっしゃいます。ですが任期が1年しかないんです。1年で大幅な改革など不可能に近い。なので、ここは行政が関与して、長期的に改革をしていく必要があると考えます。

実際に兵庫県川西市の市長さんは、保護者の負担軽減を目的にPTAあり方検討会というのを設け、PTAの運営にかかわっていらっしゃいます。町長も経験されたからこそ分かることもあ

るはずで。今のこのPTAの現状をどうお考えでしょうか。お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 前田議員の質問にお答えします。

PTAは確かにですね、多い、私の先輩がですね、PTA会長になったとき、年間120回出ましたと言われました。私の同級生がPTA会長になったとき、やっぱりそういう出方が多いのは見直したがいよいよと、そういうアドバイスをやったことがあります。

私もですね、PTA会長に3回ほどなってくれと言われましたけど、そういうことを聞いたもんで、私は絶対ならないと断り続けてやってきました。一つは逃げたわけですけどね、仕事のかたわらPTAをやるということは大変難しい。私が町長になってからPTA会長はなかなか手がないということで、職員の中でだれかなってくれんかという話が持ちかかったときに、やっぱりね、ここは職員がね、応援してやらんと無理だろうということで、職員にはPTA会長をできるだけやれと進めたわけでありまして。しかし、言われるように出方が多すぎる、これはですね、大きく見直していかないかん。町の行事としても、行政側もね、PTA会長の出席を呼び掛けるのもね、あまりにも簡単にやりすぎると、その点は各課に見直しをやるように、その話をしておるわけですね。PTA会長がおって副会長がおって、だれでもいいから参加してくれたらいいという、会長自ら行かなん会議もありますけど、会長自ら行かなくてもいい会議もありますから、そういうときはお互い手助けをやっていけると。

消防団も然りなんですね。消防団の団長になかなか難しい面が出てきました。忙しい中にですね、副団長もおりますから、交替でも行かれるところは行ってくれと、どうしても行けないときはやむを得ないと、そういう考えでいよいよと。やっぱりこの時代のニーズに併せて物ごとを考えていったらいいんじゃないかと。PTA行事もね、まず自ら話し合いをやっていくことが大事だと。そしてまた、私も参加してくれということであればね、参加もして、PTA行事にもかかわっていきたくと、そういう考えであります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

こういうPTAの行事、公民館行事、町の行事などは、もちろん任意参加だとは分かっていますが、もはや暗黙の強制になっている。任意というのは建前でしかないように感じます。参加をお願いされると人間関係の悪化とかを恐れて、仕方なく引き受ける方もいらっしゃる。ここで言うお願いとは、どなたかお願いしますみたいなざっくりしたお願いじゃなくて、個別に電話がかかってきたり、家に訪問したりして参加をお願いするんです。お願いするほうも辛いでしょう。

私はですね、廃止しろと言ってるわけじゃないんです。私自身は参加するのも好きですし、見るのも応援するのも好きなんです。なのでしたい人はしていいんです。したい人は応援しますと、したい人にはさせてあげるべきです。それに昔から続いている伝統的な行事を後世とつないでいくことも大事だとは思いますが、ですが必要かと問われるとそうでもない、そんな時間があるなら子どもと一緒に参加したい、遊びたいと思われている方が多数いらっしゃるというのが

現状です。子どもは町の宝だとおっしゃるのであれば、その宝の時間を奪わないでください。私は、町民主体の活動が自発的に起こると町が活性化していくと考えています。そういった活動の呼び水となる仕組み、支援策があるとよいのではないかと考えます。

そういったことも含めて是非、建前ではない任意に徹底していただきたいとそう思っておりますが、町長のお考えをお伺いします。

お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

前田議員が言うように、今の時代はそういう時代だと私も認識しております。やっぱり無理を強いらずで、やっぱり自由参加と、やっぱりそれが基本でなければならないと思います。しかし、組織というのは、運営する中でどうしてもやっぱりお願いせざるを得ないこともあります。その両方をね、かみ合わせながら、今後やっぱりやっていかんといかんだろうと。地域コミュニティというのも崩れたらいかんと、そのことを考えてね、やっぱり十分話し合いを持ちながらやっていく必要があると、私は認識しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 是非子育て世帯に時間をください。御検討いただきたいと思います。

続きまして2番目ですね、移住定住支援について。

移住促進の広告は一応ホームページにあるとのことですが、現在の町のホームページにあります、移住をお考えの方はこちらをごらんくださいという項目があって、クリックすると、ごめんなさい資料がちょっとあれなんですけど、こういうのが出てきます。こういうのが出てきます。ここにステップ1から6まであって、さあ移住をイメージしてみましようとして書いてあるんですが、これを作られた方には申し訳ないんですが、はっきり言ってこれじゃあイメージできません。これじゃあよし町をのぞいてみようという気にはなりません。

この分野に力を入れている自治体は移住専用のホームページがあるほどです。近くで言うなら都城市のホームページなんかはすごい見やすいです。見るからにお金がかかっています。今からは言うまでもなくネットの時代です。このネット広告、パンフレット、紙媒体ではなくネット広告にどれだけ注力できるかが移住促進の鍵になると思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 前田議員の御質問にお答えします。

最初の答弁の中でもですね、お伝えしたんですけども、一応あまたある情報媒体の中でですね、一応主力はホームページを思っていますので、そのホームページの中身の充実をですね、図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

この移住促進とか移住定住の広告においては、必ず町のアピールポイントと、どこに目を向けるのか、どこでするのが重要だと考えますので、是非しっかりと企画していただきたいと思います。

次に、移住後の不安の払拭ですね、するような環境ですが、実際に私は3年ほど前にこの町に移住しました。それまでは熊本市内中心部にいたんですけど、元々実家はまだ田舎のほうなので、まあ玉東町もこんな感じかなと思ってはいたんですけど、1年後ぐらいにやっぱりよくよく振り返ってみると、やっぱり今の時代には合っていないと、どっちを向いているんだろうと思ったのが、私がここに立ちたかったきっかけの一つです。間違いなく新しく来られる方の方向には向いてないです。でも人口減少はどこの自治体も課題なんですよ、この町だって課題なはずですよ。じゃあなぜ向いてないんでしょうか。

私が違和感を感じたこと、例えば、移住して役場で住民票を移しますよね、その際に、ここの区の区長さんはこの人だから電話してねと言われて、電話番号を渡されるという自治会の強制加入、今、全国的に自治会の加入率低下は問題になっていますが、それはもう時代の流れなんで仕方ないと私は思うんですよ。でも村八分になるより、月何百円で穏便にすむならそっちのほうが良いと思って、違和感を抱えながら払う方もいらっしゃいます。

そしてこの区費を払わない方はごみもまともに出せないという不可解なルール、実際に私の住んでいる稲佐区には、自治会に加入されていない方が約10世帯ほどいらっしゃいます。その方々は、燃えるごみは出せてますがカンとかビンとかは出せてないんです。私も移住してごみ出しカレンダーを見たときに思いましたが、燃えないごみの日が月に1回しかない、そして良く見ると空き缶とかは出せない、さらにコンテナ収集とはなんぞやと。自治体に加入されていない方はコンテナ収集にすら出せないんです。隣町まで捨てに行かれています。さらに言うと、区費は払っているんだけど、コンテナ収集の日は都合が悪いとか、単純に嫌だからという理由で、やはり隣町まで捨てに行かれてる方もいらっしゃいます。

それともう一つ、回覧板という歴史をたどると昭和15年から続いている連絡手段が、これだけデジタル化した現代に未だにあるという謎、さらに、とある区では、引っ越してきたら7万円払ってもらわなくて請求されたいらしいです。今ではそれは保留になっているみたいですけど、なくなったわけじゃないみたいですよ。7万円ですよ、おかしくないですか、普通じゃないと思います。その方は役場に相談されたいらしいんですが、役場の方は、それは区のことだから自分たちにはどうすることもできないと言われてたいらしいです。じゃあだれに言えばいいんでしょうか。こういうことがうやむやになっていると、また同じようなことが繰り返されると思います。

町長これ移住者に対して、町のスタンスとしてこの町に住ませてやるよというスタンスなのか、よろこばせてくださいましたのスタンスなのか、どちらですか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

私の考えはですね、来るもの拒まず去る者追わず、これが基本です。来る人は歓迎です。前田議員が言うように、やっぱり区費が7万円と言われればやっぱりあとすぎりすると、何で、やっ

ぱりそのことは地区によって違うわけですが、そこはね、大きく見直しが必要ではないかなと。それは個人の判断、私も山口に住んでいますけど、山口の区の山が、区林という区の山があるわけです、財産区が、それにはですね、6万という、私のときは6万だったんですけど、それに参加するかせんかは自由なんですね、私は加たっていないと。そこに加たればですね、山の手入れに行かなんようになると、その山の手入れに行かなんのが苦痛になるからもう加たらないということで、自己判断でそこはできる。やっぱり7万円、どの区が払わなんとかは知りませんが、やっぱりそれはね、自己判断でいいんじゃないかなと思います。

やっぱりね、来る人がここに来て良かったなと言えるような地域になっていかないかん。やっぱり子育て支援の世帯、これはやっぱりよそから移ってきた人は、手厚くやっておるということで喜ばれている人が多いと私自身は思っております。これから先もね、やっぱり来る人の重荷にならないように、区でも考えを変えていかないかんし、やっぱり堂々とね、嫌いなことは嫌いと言っていった方がいいんじゃないかなと、しかし昔からの風習、大事なところもあります。地区を守るためにはやっていかなければならない、その一つがね、分別収集、これは25年ぐらい前から、私が町長になって23年だから25年か、水俣に学べと、水俣は水俣病というのがありました。あそこの地区がね、分別収集がものすごく盛んだった。やっぱりプラのごみが問題になってきたころ、玉東町も試験的に始めたわけですね、それで今、各地区に波及してね、分別収集をやっているわけですが、やっぱり自然を守るということで、この分別収集というのはね、一つは大事なことではある。それともう一つはコミュニケーション、コミュニティ、これは地域のコミュニティを醸成するためにも、この分別収集というのは意義があるなあと、やっぱり1か月に1回その当番がまわってきて、みんなが出しにくる、そこで顔を合わせて、ああ元気だったか、元気でしたかと、久しぶりねとか、そういうコミュニティの大事な場所でもあります。やっぱり両方共働き、遠くに仕事に行っている人なんかは苦痛に感じられる方がおられると思います。そこはね、やっぱり自己判断でいいんじゃないかなと。それから、燃えるごみは出していいということだったから、燃えないごみ、これは役場庁舎ができたら、ペットボトルとか空き缶とか、そういうのは役場の新庁舎の横にちょっと造ってみたいなど、そういう意見も出ておりますので、そこは考えていきたいと思っております。勤めとか、どうしてもごみ収集に出せない人なんかのためにね、それは造っていききたいと、そういうふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

こういう地域のコミュニティとかというのは、やはり大事なことだとは思いますが、やっぱりそれは個々が自由に選んでいいと思うんです。今はこれだけインターネットが普及してグローバル化が加速している時代です。世の中の知に一瞬で触れることができ、多種多様な考え方を持っている方がいっぱいいらっしゃる。もうこれはまさに憲法です。すべて国民は個人として尊重される。それは国民に単一の価値観を強制しませんという約束でもあるわけです。

ここでとあるネットの記事を一つ紹介します。IT総合情報ポータルサイト、ITメディアの地方への移住に関する動向調査を実施した結果、3年以内に移住をした、移住を検討したことが

ある人を対象に、移住の際に障壁になる、またはなつたと感じたことは何か聞いたところ、最も多かったのは人間関係への不安（38.9%）だったと書いてあります。また、この調査をしたチームによると、多くの自治体におけるサポート施策には、まだまだ大きな課題が残されていることが分かったと。都会での人間関係は比較的希薄だと認識しているが、その環境で生活してきた人が、地方ならではの密なコミュニティに飛び込むには不安を感じる人もいる。実際不安と答えた人が全体の約4割と多いことから、コミュニティ形成に関する支援は、移住やその先の定住に向けた取り組みとして最も重要な支援の一つといえるとコメントされています。

もしこれを聞いて、だったら都会の人は来なくていいよという考えの方がもしいらっしゃったら、その方は、もう町は衰退していいよと言っているのと一緒です。もう日本は人口減少待ったなしの状況です。2040年には今ある全国の自治体が半分ぐらいになると言われています。もうよその町から取るしかないんです。奪い合いになっています。そんな状況で自分たちの価値観はそのままで、よそから人来てくださいというのはもう難しいです。そのためには、この町に長らく住んでいらっしゃる皆さんの考え方や思いを、もう少し今の時代にアップデートしていただく必要があるのではないかと思います。

こういうちょっと人の些細なことかもしれないですけど、私が恐れているのは、これが大きな脅威になることです。ネットです、SNSです、よそから移住して家を建てる人、買う人は、20代後半から30代が一番多いというデータが出ています。SNSを当たり前に使っている年齢層です。

すみません、またここで一つちょっと紹介します。これは福井県池田町というところの今年1月の広報です。これに「池田暮らしの七か条」というのが載っています。暮らしのテキストみたいなやつですね。ちょっと奇抜なのだけ紹介します。2条、参加、出役を求められる地域行事の多さとともに、都市にはなかった面倒さの存在を自覚し協力してください。第5条、プライバシーがないと感じるお節介があること、また多くの人々の注目と品定めがなされていることを自覚してください。これちょっとこの町にも似たような風習があるようにも思いますが、これはこの町に移住された方がSNSあげたところ物議を醸したんです。私が恐れているのはこれです。問題は、この福井県池田町のことを、遠く離れた熊本県玉東町に住む私が知っているという事実です。SNSにはこれだけの影響力があるんです。

ただ、一方で見方を変えると、良い意味での宣伝にもなるんです。何か玉東町すごい町の人もやさしいし、田舎だけど意外と面倒くさくないよみたいなメリットをただでPRできるんです。このために、例えば先ほどのコンテナ収集や回覧板のあり方を改善したり、移住コンシェルジュ的な専門の職員さんを配置したり、おためし移住体験ができたりと、町を事前に見て聞いて触れて感じてもらえるような環境の整備ができないかと、これこそが移住後の不安の払拭につながる事かと思えます。

町長、こういう人、価値観、考え方をベースとした施策、いかが思われますか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

今言われたことはものすごく大事なことです。今から先の時代、これを支えていく世代の考え方というのがですね、今、紹介された文章に如実にうかがえると思っております。私の子どもも福岡に行っていますけど、1戸建てを土地を買って建てたんですね。ところが、地域ですか、隣近所と合わなくてまた引っ越してマンションに移っています。今なかなかね、都会の人というのは難しいところがある。ところが都会の人が田舎にきたら、また煩わしさがあるわけね、煩わしさが、やっぱりそういうことをね、どうやって払拭していくかというのは、やっぱり人間社会の中で大事なことであり、難しい問題なんですね。やっぱり地域を守る、お宮がある、これを守っていくのをどうするかと、やっぱり今、昨日ちょっと話が出たんですけど、神楽、この神楽を受け継ぐ人がいなくなったと、やっぱり伝統、地域の伝統ですけどね、それをどうやって守るかということはね、やっぱりこの地域コミュニティというのは大事になってくると、そういうことを考えたときにね、やっぱり何でもかんでも削除するんじゃないで、やっぱり大事なことはね、お互いやっぱり話し合いをしながら残していくべきは残す、そういう考え方にお互いがやっぱりそこに到達せんといかんのかなあと。そしてまた、新しい若い人の考え方、これも我々古い世代の人間も理解していかなんと、やっぱりお互いがね、理解することによってコミュニティができてうまくいくんじゃないかなと、やっぱり疎遠になってしまったらね、地域は守れない、このこともね、大事でありますから、そこも考えながらやっていかなきゃいけないと。前田議員の質問に対してはね、今日は感謝したい、よかった。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

今の時代もう物はあふれています。こころの豊かさを求める時代になっていると思いますので、是非御検討いただきたいと思います。

最後に、町民アンケートについてですね、先ほどの公民館行事のアンケートは、あれは公表されるのでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

今のところどうしようということまではですね、至っておりませんが、一応集約しましたら、町民体育祭が終わって、そして集計、分析が終わりましたら、なるべく早い時期に分館長さん方にお集まりいただいて、それまで皆さんと御検討しましょうということですね、分館長さんにはお伝えしているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

それと町長への意見箱ですね、あれは役場の職員さん、または町外の方は入れることは可能なんでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 前田議員の質問にお答えします。

町民の方だったらだれでもいいです。その代わり住所と電話番号、名前、これを確実に書いてもらわんと返事ができない。今まで大体8割は住所と名前、電話番号きっちり書いていただいて、その方々にはすべて返答しております。名無しの場合は読むだけと、返事が出しようがないということでもあります。どしどしですね、町民の方は出していただければと。町外の方はちょっと遠慮をしていただきたいなど。町外の方がね、やっぱりいたずらでされる場合があるから、やっぱりそこはね、きっちり区別しておかないかんだろうと思います。

職員も町民ですからもちろんいいです。町外から来ている職員は、また職員としての立場で物を見るから、またそこじゃなくてイントラで職員の場合は流してもらう。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

私は先ほどから、多種多様な考え方があると言いました。そのためにもっと気軽に簡単に匿名でも出せるようなシステムが必要だと思います。私が言った先ほどの二つの質問も同様で、聞けばいいと思います。アンケートをとればいいと思います。何度も言いますが、今はデジタル化しているのでそれほどのコストはかからないかと思います。

ここで担当の課長さんにお伺いします。玉東町のLINEの登録者数はどれぐらいですか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 前田議員の御質問にお答えします。

ホームページを開設したのと同時にですね、LINEのほうも確か連携できるように設定したと思います。今現在登録数は900名前後だったというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

そうですね、もっともっと1人でも多くの方に登録を促して、LINEでも簡単に要望が聞けるように、デジタルに対応できない世代には配布で対応するとか、町民の声をもっと気軽に聞くことが、町民の幸福度向上にもつながるのではないかと思います。町長のお考えをお伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 前田議員の質問にお答えします。

前田議員がおっしゃるとおり、今から先はやっぱり個人の幸福度、県知事の蒲島さんも県民の幸福度を上げることだと言われるように、私もやっぱり町民の幸福度を上げる、それはやっぱり前田議員が今まで言われたように、いろんな考え方、多種多様な考え方も受け入れて、いろんな形でやっていると、総合的な町民の声を聞きながら町を運営していくと、町発展というのは、ここに住んでいる住民の方々の考えのもとに進んでいくわけですね、やっぱりよその町の人らが

考えたんじゃないくて、地元に住んでいる人たちの考えで町は発展してもいくし、衰退してもいく、そういう考えでやっていきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

私が今日問うた三つの質問は、トータルでこの町の先ほども言いましたアピールポイントとして重要なことだと思いますので、是非御検討いただきたいと思います。

すみません、長くなりましたがこれで私の一般質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時45分

再開 午後1時53分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 「ラーケーション」休暇について。

学びのラーニングと休暇のバケーションの造語のラーケーションについては、愛知県や大分県別府市が導入しているこの「学校を休んで旅行してもよい、子どもと一緒に過ごす新たな休暇制度」を導入する自治体が相次いでいるようですが、玉東町での導入はいかがですか。

親の働き方＝有給休暇の活用にもつながると思いますが、この件については、平成21年、14年前の12月議会の一般質問で、子どもの有休制度はとしてお尋ねした類似テーマであるが、子どもに対する教え方が当時と大きく変わっていると思うので、学校、家庭について、町長及び教育長に答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 林議員の質問にお答えします。

玉東町での導入については、町長のほうから答弁があると思いますので、それ以外のことで私はお答えしたいと思います。

子どもに対する考え方につきましては、子どもの権利条約が1994年日本でも発効されました。いわゆる権利条約四つの原則、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が、平成21年当時からするといっそう守られるようになったというところが、子どもの見方として大きく変わった点だと思います。

子どもと一緒に過ごす新たな休暇制度については、先ほど申し上げたとおりです。学校においては、教育委員会で定めます学校管理規則に基づいた休暇、それから国民の祝日に関する法律で規定する秋分の日などの休日、それから土曜、日曜、それから学年初めの休業日、夏季休業日、冬季休業日などの休みがあります。

他方家庭においては、肉親の葬儀などの際に設けられている忌引があります。子どもと一緒に

過ごす新たな休暇制度を導入しなくても、先ほど申し上げました休日とうまく組み合わせながら活用していればいいんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 林議員の質問にお答えします。

自由な休暇をとるということはね、私は反対、それはなぜかと言うと、学びの場は一緒でなくちゃいかんと。先生が教える場合に、一つのことを教える中で、その子どもだけが休暇をとって休んどったら、その子だけは教えてないわけよね。やっぱりそういうことが頻繁に起こったら、それは学校自体が壊れてしまう、そう思います。

やっぱり、教育長が言われたように休みはちゃんとあるんだから、そこをうまく利用して子どもとは旅行なりやればいいんじゃないかなと。そのほかに大人が有給休暇だから子どもも有休休暇をとらせるとか、そういう考え方は私には毛頭ない。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） このラケーションについては、この前、テレビを観ていましたらね、内容をずっと聞いていたら、私が過去に質問した、私が疑問に思ったことと同じじゃないかと言うことで、議事録も読み返しました。お二方の答弁も当時とほとんど同じでありますので、当時を振り返りながら、その当時の教育長、今の教育長さんじゃありません、前の教育長さんの答弁が主に出てきますけれども、ちょっと聞いていただきたいと思います。

子どもの有休制度があったらいいだろうにとの思いの発端は、私の発端ですね、冠婚葬祭で岐阜県に私たち夫婦でいくこととなり、子どもも保育園でしたので4人で行き、その足で飛騨高山まで足を伸ばし、ゆっくり家庭旅行もできました。もし子どもが小学生や中学生だったら、後ろめたさのある欠席扱いになるのでかなわぬことでした。その思いを前の千葉県知事でしたね、森田健作氏が、その当時衆議院議員として文部省の政務次官でありましたので、私はその思いを綴って手紙を出しました。残念でしたが返事は来ませんでした、その後も思いは募って、前の教育長に一般質問をしました。

14年前当時は、教育改革で2002年から2011年まで行われた、ゆとり教育実行真っ只中でした。想像力や個性を伸ばす目的として、週休2日制も採り入れられました。そんなときでもありましたので、子どもに有休制度はどうだろうかと、感触のよい答弁を期待して一般質問をそのときはしました。

当時の教育長の答弁は、今ほどの答弁と変わりませんが、熊本県下、玉名管内でほぼ一律に休業日を、法令または条例等に違反しない限度で必要な規則を定めている。夏休みなどの休業日を利用してもらいたい。法令や規則などを羅列、よそとの横並び一辺倒で、町特有の学校運営が難しいと、前向きな答弁は期待できませんでした。

そこでもう一度教育長にお伺いします。

しかし、子ども、家庭、教育に対しての考えも当時と今は大きく変わっていると思いました。そこでお尋ねしたいのが、一時期、今もかもしれませんが、玉東中学校は、学校教育の充実で、

玉名管内での学力は非常に良く、トップクラスだったとのことですが、今もそうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） はい、おかげさまで多分今年の3年生は、県の共通一次では、荒玉でダントツのトップになるような現状でございます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 学校教育の充実でトップクラスと表現しましたが、その当時、そのときですね、保護者の方々に聞いてみましたら、「なーん、それはあの先生のおらしたけんたい。でも転任されたら」とクエスチョンマークの付くような回答でした。

今度の夏休みに子どもの素行について芳しくないことを聞きました。子どもだけでたばこを買いに来たり、たむろしたり、また後ろの髪を剃り上げての髪形とか、そういう素行面の情報は入っておりますか。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） いいえ、今、初めて聞きました。夏休み、春休み、冬休みの前に町の生徒指導連絡協議会をしますので、そこでは町の補導員さん、それから学校の先生方、それから保護司の方々がお見えになりますので、大体町内での子どもたちの様子というのはその会議で出てまいります。今、たばこを集団でたむろして吸ったとか、髪の毛うんぬんとかいうのは、私は初めて聞きましたし、現在、今の中学生で髪の毛を剃り上げている子はいないと思います。また、中学校の校長先生からもそういう情報は全く聞いておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 少々話を狭めて言えば木葉校区のほうです。子どもの休業日に親が合わせたいとの見解でしたが、地域の差はあるかもしれませんが、土曜日に働いている人は45%、日曜日は30%だそうです。親のほうも最近は働き方改革の推進もあり、有給休暇が取りやすくなりつつありますが、これについてはたくさんの職員を抱える自治体の長である町長の、町の現場と取り組みをお尋ねしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 林議員の質問にお答えします。

町の職員はですね、有給休暇は自分の仕事の具合をみながらとっております。職場については私からは言うべき問題じゃありません。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 先ほど言いましたように、学力は良いけど素行が、どちらも良いのがいいんでしょうけどなかなか難しい指導だと思います。子どもと休みをとって一日中同じ時間を過ごす、例えば、愛知県で始まったやつですね。一日中休みをとって、親の休暇と併せて子どもを連れて行くという、その丸々一日あるいは二日、丸々行動も一緒、喋るのも御飯食べるのも一緒という前提ですね。一緒に時間を過ごし、一緒に計画、行動する、そんな日の中で、親は子どもの思いなどを把握でき、子は親のやさしさ、行動の責任、頼もしいすばらしい局面に気づきま

す。そんなことの繰り返しが子どもに、「おー、お前はわからんぞ」とか、堂々と注意や、「よし、それはやってみれ」と背中を押す行為を親ができるようになるのだと信じます。

子どものことを知らないで叱ったりとか、何になったほうがいいよとかで、これはやっぱり子どものことを知らなきゃなりません。そういった中では、やはり子どもと過ごす時間を与えてやらないといけないと思います。休業日を利用し、なーん仕事たいとかですね、あるいは、ならちよっと仕事を片づけて帰ってくるけんで、何時間単位でちょこちょこということよりも、寝泊まりする、一宿一飯で前よく言われていましたけど、そういう繰り返し先ほど町長も強調されてましたコミュニティですね、親子でのコミュニケーションもとれるんじゃないかと私は思います。

14年前のそのときの答弁の最終的な当時の教育長の結論はこうです。「義務教育をとられるか、あるいは法律を逸脱して親子の絆をとられるか、保護者の方の判断ではなかろうかと考える」と、そして御指摘の子どもの有休制度なる子どものための親子の休みという制度は、設定することはできません。

なるほどとか、頭の隅に置いておきますの言葉もなしの断言でした。まさしく聞く耳いずこです。それに対して私は言いました。コンプライアンスの徹底は当然であります。これはそのとき言ったんですね。けれども法という壁を指さすだけでいいのかどうか。あたかも電車に乗って大衆とともに流れにまかせる、それだけではと。もしそれなりの場所、教育長さんのですね、例えば教育長会議、あるいは校長会なりの集まりの中でですね、「雑談の中でも子どもの有休制度なんて、こんな愚かな質問があったんですね玉東で」などと話題にさせていただき、切り刻まれば幸いに思いますと私は述べました。

さらに、バラバラに休みを取られては収拾に困る。先ほどの質問と一緒にですね。管理上そういうことでは学校運営はできないと言われるのももっともです。いずれ、それでもいずれはそういう時代が私にくるといふ思いですと続けました。私はその疑問を持ち続けますと。それから14年、どうすれば町長、私の思いが届くんでしょうか。表現の仕方が悪いんでしょうか。まだこの玉東町では早すぎるんでしょうか。よければアドバイスをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 林議員の質問にお答えします。

それは林議員の思いであって、みんなが同調すればそうなっていきますけど、今の時代にはまだそういうことには同調されないと思います。私はその考えには同調しかねるという考えです。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 過去にこういうことがありました。今言ったようにどうしても解決できないと。でもね、いつかは、あるいは絶対必要なんだという自分の信念に基づいて疑問を持ち続けていたときに、前の前の話をしてごめんなさいね、先ほど前田議員は将来に向かってのことを言って、私が過去を言ってるんだけど、それを解決してこれからという質問ですから、ちょっとお耳を拝借です。

稲村町長のときですね、まだオレンジタウンが建つ前に、私、商工会の青年部でしたけど、木

葉駅通り、踏切のほうが特にですね、歯抜けの状態でどんどんこうなっていったんです。ある方に、「すみません、ここを売ってもらえんですか」という話をしたんです。辞めるからですね、辞められるから、そしたら「なーんここを売っと税金でもう半分ぐらい取らるって、だれが売るか」て、そして自宅を建てられる。せつかくの商店街が繁栄がなくなります。だから稲村町長に、じゃあその税金をどうにか安くするために町で買って、土地開発事業団かなんかをつくらうかどうかと町長に言った。そしたらそういうのは必要ないと言われました。

それから何年かして熊本のメルパルクで、当時代議士でありました魚住汎英氏が講演に来られました。そのとき運良く一番前で玉東町の青年部がよく話を聞いていたんですけど、質問ありませんかというときに、そのときに、税金が高い、今言ったようなことを私は代議士に向かって言いました。その晩東京に帰って原案を書いて国の法律を作ってくれたんです。なんとかケイシャ法というんですね、商店街のためとか、そういう目的のためなら税金はそのさらに半分にするという法律を作ってくれたんです。そういうこともありました。

あともう一つだけ言わせてください。私がもちろん議員になって、そのとき議員ではありませんでしたけどそのあとは議員でした。今度は議員になってこの場で、亡くなったり臓器が必要な人に提供するというので、ドナーカードですね、あれはその当時必携してないと効果はありませんでした。だからドナーカードを携帯しなくてするように、この町で、例えば林和廣のパソコンの中に、全身献体できるというそういうことを登録してくれんかと言ったら、そういうことはしないと町長言われました。

それから今度は野田代議士が国会報告会で玉東町に来られました。そのとき今のことを私は言いました。いちいち必携してお医者さんの目の前、病院に運び込まれたときに必携していなければ、何時間保存しなきゃならない臓器を無駄になるからどうでしょう、これはどうにかありませんかと言ったら、今見てください、ドナーカードというのは携帯はしなくていいし、家族が、いやあお父さんはそんなことを言っていましたと承認すればできるようになったんです。だからこの場でできないことは代議士に言わなきゃならないのかと、そんなことではない。ほかの議員の方もすばらしいアイデアを発言されています。単にイエスかノーか、との議論ではなく、余韻の残る答弁をお願いしたいなと思います。なるべくならトライ、やってみる、地方のこの場で結論を期待、のが私の思いです。

すみません、結論が出ませんがこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質問を終わります。

続きまして、2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） こんにちは。初めての質問になりますので緊張しておりますけれども、よろしく申し上げます。

まず一つ、ホームページについて。

玉東町は福祉を中心とした町だと思っております。子育て支援策も充実しています。でもホームページで子育て支援を検索してもなかなかヒットするのが難しく感じております。いろいろな町のホームページを検索して支援策を見ております。例えば、奈義町のホームページを見ますと

支援策が一覧に見ることができます。玉名郡4町でいいますと、和水町の子育て支援と検索しますとすぐ見やすいと思います。玉東町のホームページも、もっと見やすくできないかと思ってお伺いします。

2番、ふれあいの丘交流センターの集客について。

ふれあいの丘交流センターは玉東町の温泉施設であり、自慢できる展望サウナがあります。たくさんの方々に入りに来ていただきたいと思質問します。

2022年4月21日にインスタグラム（SNS）の投稿が始まり、SNSでの宣伝でお客様も増えたと感じましたが、2023年2月1日に投稿がなくなりましたが、なぜなのかお伺いします。

ふれあいの丘交流センターには、LINE公式アカウントがあり私も登録していますが、最後にお知らせが届いたのが今年3月の休館日のお知らせでした。今はなぜ情報を流されないのかをお伺いします。

最後に、町民の皆様からよく、このふれあいの丘交流センターにスポーツジムを作してほしいとの声を耳にします。年の神を整備してキャンプができ、テントを張って泊まれるようにしてほしいなどの声も耳にします。これもふれあいの丘交流センターがあるからの強みではないでしょうか。町おこしとして考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

まずは担当課長より答弁させます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

玉東町公式ホームページは、必要な情報が必要な人に届き、ホームページ利用者が使いやすく分かりやすいサイトの構成とし、町の魅力を発信できる洗練されたデザインへと刷新するため、令和2年度から3年度にかけ、国の地方創生臨時交付金を活用しリニューアルしております。

議員が御指摘された、玉東町の子育て支援策は充実しているが、ホームページで子育て支援に関する情報にたどり着きにくいという件についてですが、議員が評価されている岡山県の奈義町及び和水町のホームページを閲覧し、改めて本町のホームページを確認して、私なりに二つの課題を見つけました。

1点目は、子育て支援に特化したページを作っているものの、その入り口のボタンがトップページの下の方に位置しているため検索されにくいこと。2点目が、子育て支援事業として実際行っているものの、ホームページには未掲載の支援事業が散見され、確実な情報発信がなされていないことです。

ホームページの運用にあたっては、運用管理規定及びガイドラインを設けており、その中で発信管理者と位置づけている各課長は、担当者である課員と協力し、町民サービス向上のために所管する事務や事業に関する情報の提供を積極的に努めることとなっております。また、運用管理者と位置づけている企画財政課長は、ホームページ全体の運用、管理、調整の責務があるため、

先ほど申し上げた二つの課題の改善に向けて、評価の高い自治体のホームページを参考としながら、各課と連携し対応してまいります。

玉東町では、すべての子どもが健やかに成長できるよう、妊娠、出産、育児において切れ目のない支援の充実を図るとともに、総合的な子育て支援を推進しております。冒頭申し上げましたコンセプトに基づき、子育てに関する情報が必要とする人に確実に届き、玉東町の魅力を発信するホームページへと改善を図りたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

まず、ふれあいの丘交流センターのInstagram及びLINE公式アカウントについてお答えします。

InstagramやLINE等のSNSは、多くの方と情報を共有でき、利用者間の拡散や口コミ等により、利用者の獲得や集客に有効なツールとなっています。ふれあいの丘交流センターも昨年度にInstagramの投稿とLINEの公式アカウントを開始したことにより、203名のフォロワーと130名の友達登録が行われています。しかしながら、議員の御質問のとおり、Instagramの投稿は今年2月1日までの35回、LINEのお知らせは3月以降に行えていない状況です。

LINEにつきましては無料で月7通程度行われていた通知機能が、6月以降、月1通へサービス内容が変更されたことによるものであり、このサービスを継続していくためには、来年度以降予算措置を行う必要がありますので、継続利用でできるよう検討を行います。また、Instagramにつきましては、担当者の事務引き継ぎを8月に行いましたので、今後11月に開催予定のふれあいの丘感謝祭等を中心に投稿を行っていく予定にしています。SNSは情報発信に有効なツールである一方、投稿を全く行わない、また、利用者感覚で投稿を行わないと信頼低下にもつながりかねません。今後は投稿等の内容を精査しながら、多くの方にふれあいの丘交流センターを知っていただけるよう情報発信をしていきたいと考えます。

次に、ふれあいの丘交流センターのスポーツジム設置についてお答えします。

ふれあいの丘交流センターの館内外の主なスペースにつきましては、館内に81畳の交流室、6畳が2室の小休憩室及び売店の販売スペース、また、館外に46台の駐車スペースとなっています。現在の1日当たりの入館者数は200名強となっており、昼間でも駐車場と交流室の一定の利用は行われております。

このような状況の中、現時点でのスポーツジムとして利用できるスペースはなく、また、何らかの方法によりスペースの確保ができたとしても機器等の導入費や保守等の維持費、インストラクター人件費等多くのコストが必要になり、玉東町の人口規模で施設、設備を維持していくことは大変難しい状況かと考えます。御意見として参考にし、今後の取り組みの中で、交流センターの施設の方向性を検討する際等の参考とさせていただきます。

最後に、年の神公園を整備してキャンプができるようにしてほしいという件ですが、年の神公

園は町の条例により指定している公園で、人々の憩いの場、または遊びの場として利用されているもので、一般的なキャンプ場としての機能はありませんが、過去にも許可を取られてキャンプをされた実績もあることから、現状のままでもキャンプは可能と考えております。さらに調理場やテントを張るための区画及び売店等を設置する整備されたキャンプ場をお考えならば、運営事務所が必要となり、運営コストが発生し、料金を徴収することになることや、住宅が近いことで地域住民の理解が必要になってきます。このようなことから、立地、公園の規模、維持管理を整備していく必要がありますので、今後の年の神公園整備で検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） まずホームページについてです。なぜ私がホームページについて質問しましたかと言いますと、選挙に出ると決めたときに、まずホームページで玉東町の子育て支援策を見て、もっと細かいことまで知らないといけないと思いホームページを見ました。でもなかなか子育て支援で検索してもヒットするのが難しく感じたからです。ほかの町のホームページはどう見えるかと岡山県の奈義町のホームページ、または和水町のホームページなど見ましたら、子育て支援策が一覧に見られましたので、改善ができないかと思いました。

先ほどの課長の答弁の中で課題が見つかったと言われました。一つが入り口のボタンがトップページの下にあること、もう一つが未掲載支援策のあることと言われましたけど、これら二つの課題に対する具体の改善策は検討されていますか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

まず、課題の1点目ですけれども、ホームページの入り口のボタン、なるべく上のほうにですね、持っていこうと思っています。現状はトップページから一番下までスクロールしなければ入り口がないのが現状なので、なるべく上のほうにですね、ボタンの入り口のほうを移設したいというふうに思います。

それから2点目についても現状ですね、記事にしていない事業もありますので、子育て支援事業は保健介護課、町民福祉課、教育委員会等と多岐にわたりますけれども、それらの課と連携してですね、漏れなく支援事業のほうを掲載できるようにですね、努めていきたいと思っています。併せて、見せ方のほうについてもですね、他の自治体のホームページを参考としてですね、見せ方についても併せて検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ホームページを改善してくれるとのことでしたのですごくうれしく思います。玉東町の子育て支援事業は充実していると思います。それをホームページに登載しないことはもったいないと思いますので、これからは積極的に情報発信を行い、子育てしやすい町というのをアピールしていただきたいと思います。

ありがとうございます。

続きまして、ふれあいの丘交流センターの集客について質問します。

Instagram、LINE、スポーツジム、キャンプ場のことはちょっとすべて一つにまとめて言わせていただきます。

私はよくふれあいの丘交流センターの温泉を利用させていただいています。ここにある展望サウナは自慢できるサウナで、木葉山が見え、玉東町の町並みが見え、電車、新幹線が見える最高のサウナです。本当にたくさんの方々に入りに来ていただきたいと思う。今はサウナが本当に流行りで、交流センターの売店にもサウナブースが設けてあります。町外の方々もたくさん入りに来てくれます。金曜日の夜には長崎からのお客さんも入り来られます。これはですね、サウナでですね、たまたまちょっとテレビを観ておまして、そしてテレビの番組で、チャンポンにソースをかける県はどこだというところがありまして、私が「長崎県だろう」と言ったところ、ちょうど知らない方のほうからですね、「長崎県もチャンポンにはソースはかけませんよ」というふうに言われましてですね、それからそのちょっとやり取りが始まってですね、その方はなんか長崎から宮崎にサーフィンしに行くところですね、毎週金曜日にこの交流センターに寄るんだということですね、ちょっと話をしてですね、そしてですね、いろんな所に行かれるんだそうです。キャンピングカーを持っておられるのでですね。そしたら、「この玉東町にある交流センターのサウナがどこよりも一番いいです」と言ってくれました。それがとてもね、うれしく思いですね、本当に自慢できるサウナだと思います。

だからこそ集客に力を入れてもらいたい。Instagramにつきましては、9月に投稿が行われたことは確認しております。今は1日の入館数は200名強と言われました。SNSで情報発信していけば、1日300名強は必ずいくと思います。11月にはふれあい感謝祭があるとのことですので、交流センターが盛り上がるようにSNSを使って投稿に力を入れてもらいたい。

LINEにつきましては、先ほど課長のほうから今年度予算計上されていないとのことですが、今は台風シーズンですので休館等を行わなければいけないことあるのではないかと思います。せっかく登録していただいた交流センターの利用者に対し、通知等を行わなければ利用者はすぐに離れていきますし、友達登録も館内やホームページで周知する必要がありません。すぐにも予算確保をお願いしたいと考えております。

年の神公園をキャンプ場ができるようにと私は言いましたが、私は昔、息子が小学生の低学年のときには、剣道クラブで年の神公園でバーベキューして、テントを張って泊まりキャンプしたことがあります。現状のままでもキャンプは可能と考えておりますとありましたが、許可をとってできることは、なかなか今の町民の皆様には行き届いていないんじゃないのかなと思います。ホームページ等でお知らせいただきたいと思います。今後の年の神公園整備に期待したいと思います。

スポーツジムにおきましては、本当によく町民の方から耳にします。もちろん若い方からや年配の方まで欲しいと言われます。単体での経営を考えると少し難しいかもしれませんが、それを補う交流センターの集客、運動による町民の健康意識向上や、将来的に医療費を減らすことなど影響等も考えられます。生涯現役、健康長寿の町にしたいと思います。そのような点につきましても加

味したうえ、今後も御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

痛いところを突かれました。年の神公園、これについては、キャンプ場ができたらいいなあとという声は地区懇談会の中でも出ました。今後ですね、あそこは整備をやっていきます。個人の方から買収をしましたもので、駐車場と以前造った公園の整備をやって、そして筏の森の学校をやっておりますから、そういうところも利用できるようにして、将来的にですね、年の神公園というのは注目されておりますから、キャンプ場ができていくんじゃないかなと私も思っております。

ふれあいの丘温泉、これは今、200名程度なんですね。600名来ても赤字なんですね、赤字なんです。今の段階で、今の経営方針でいったら無理なんです。しかし、やり方を変えればですね、できないことはないと思っておりますので、今後計画の中でですね、温泉をどうするかという中で考えてみたいと思っております。

やっぱり今からの時代というのは、やっぱり個人個人多種多様な考え方が出てまいりますから、健康づくりの面からもですね、スポーツジムを造れば利用者が増えてくるんじゃないかなと。今の交流センター、これはなぜ赤字でも維持して今やっておるかと言いますと、医療費の削減には大きく貢献してくれたわけですね。以前、国民健康保険、介護保険、熊本県一、日本一になりませんかというときがありました。そういう中で、交流センターにバスをまわしたわけですよ。バスをまわして病院に行かれる人を温泉に連れて行ったと。大きく医療費の削減に結びつきました。それがですね、あそこの運営を続けられた一つの理由なんですね。あそこだけを考えればもう大赤字なんです。しかし健康面、医療費を削減できるという点からですね、あの維持は必要だと、そして交流センターのあのバスの運営、これもやっていかなければならないと。先ほど保健介護課長が申しましたけど、元気な老人が多いということにつながっておりますので、今から先ですね、意見を参考にしながら検討してまいります。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 町長からの意見ありがとうございます。

キャンプ場に、年の神をキャンプ場にというところもですね、すごくこれから先ですね、もう期待していけていいのかなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それとふれあい交流センターがですね、ますます発展していきますことを願います。

スポーツジムにつきましても今後も検討を行うとの考えを答弁いただきましたので、是非前向きな検討をお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質問を終わります。

続きまして、6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは、6番、坂本です。最後の質問になります。よろしくお願いいたします。

相続登記義務化について。

来年4月より相続登記が義務化されます。新聞記事によると過去の相続も対象となるほか、違反者には10万円以下の過料が科されるため、全国の法務局が早期の登記を呼び掛けているそうです。特に農地の相続後の未登記が多く、新聞によると所有者不明農地が全耕地面積の24%を占めるそうです。

玉東町でも調査されたと思いますが、現状と対応、課題などについて伺います。

2点目、子育て支援について。

現在保育園の3歳から6歳の子どもたちは、白御飯を弁当箱で持参して食べています。0歳から2歳と小中学校生のように温かいできたての御飯を提供できれば、子どもたちも喜び、保護者の負担軽減につながり、町で採れた米を使うことで地産地消と食育につながります。積極的な子育て支援策として実現できないか伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にまず担当課長より答弁をいただきます。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、岩川康幸君。

○農業委員会事務局長（岩川康幸君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

相続登記義務化についてですが、現在、町の総面積、総農地面積は普通畑が1,845筆、236ヘクタール、樹園地が3,454筆、512ヘクタール、田が2,008筆で179ヘクタールです。総面積につきましては7,307筆の927ヘクタールになります。

町では、令和3年に相続未登記調査を実施し、その結果、町内在住者の所有農地6,458筆に対し1,476筆で農地所有者が死亡されており、相続登記がされていない状態です。割合では全国平均が24%、県平均が21%、町は22.8%で、全国平均よりは低く、県平均より若干高い状況です。また、令和5年の状況では、20.4%と令和3年と比較しますと2%ほど低くなって、若干相続登記が進んでいる状況です。

町としましても死亡後の手続きのときにチラシの配布や広報紙、ホームページ等でお知らせをし、相続手続きを促していきたいと思います。また、各地区の農業委員及び最適化推進委員にも周知徹底を行っていききたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） それでは6番、坂本議員の御質問にお答えします。

まず、保育園の給食費につきまして、お米などの主食とおかずなどの副食費として分けられます。4月1日時点での年齢が3歳未満の子どもについては、主食・副食費については保育料に含まれているため、それぞれの施設で提供を行われていますが、3歳以上の子どもについては、主食は持参か実費徴収、副食費は実費徴収となっており、玉東町では副食費につきましては、毎月4,700円を上限に補助を行っているところでございます。

現在主食に関する補助を行っていない理由としましては、利用が町内の保育所等に限定されていないため、町内の保育所等において主食の提供が可能であっても、町外の保育所等を利用する園児について主食の提供ができないこと、主食の提供を町内の保育所等が行った場合、町外から登園している園児に対し、実費徴収を行わなければいけないことと、町内の園児がいる御家庭に平等に補助を行うことは難しいことがあげられます。玉東町内に2園につきましては、主食について持参することとされており、全園児分のお米を炊くことができる設備はあるが、毎日主食の提供を行うことは難しいと返事をいただいております。

保護者の負担軽減の点からすると、主食の提供を希望される方もいらっしゃるかと思います。子どもたちが自分の好きなお弁当箱で登園する楽しみや、お米と一緒に炊いたり、食べきれぬ量を親と一緒に確認しながら、お弁当箱に詰めるのを手伝いするなどの日常の営みも、家庭における大切な食育の機会であると捉えていただきたいと考えます。議員の御意見は参考とさせていただきます、法令等の改正により、保育園等で主食の提供が実施されるようになった際は検討させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） また未登記の問題ですが、玉東町ですね、そういう登記が21%あるということですね、やはり全国的な問題だというふうに思いました。また、非常に詳しくですね、何筆まで調べてもらってありがとうございます。

やはりですね、新聞にあたり載ると見ると本当に農業をする人たちもじゃんじゃん減ってきてですね、非常に深刻な問題だというふうに思います。それとこの相続登記あたりがですね、できなくなるとですね、また町あたりですね、財産をですね、町にやるとか、そういうような状況もですね、なってくると思いますので、是非ともですね、相続登記がなされていないところは、行政からでもですね、積極的にですね、登記をなされるようにですね、農業委員会あたりを通じてやってもらいたいというふうに思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、岩川康幸君。

○農業委員会事務局長（岩川康幸君） 農業委員会といたしましてもですね、町民課と連携して、死亡後の手続きの際にはチラシ等の配布を行っており、今後はですね、ホームページ、広報紙等で皆さんのほうにお知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 先ほどですね、見逃しました町への寄附ですね、土地あたりの、今、二俣東にもですね、町に寄附したというような話があるところがありますが、町に寄附されるとき条件ですかね、そういうのはあるんですかね。もうすべてを無条件で町への寄附行為を受けますというふうになっているんですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

町民の方からの寄附はございますが、最近ではちょっとありませんが、今までは山林、畑等ありました。今、条件ということでございますけれども、私たちのほうでも場所を確認いたしまして、現状を確認して、それからこれが本当に町がいただいているのか、条件次第でございます。それを見てですね、うちで判断して行って、もらうかどがんかを判断しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 寄附でですね、受け入れてもらいますよね。そのときに自分で持ったらいろんな税金関係が発生します。町でそれを寄附としてもらったら、国にあげるような税金は町が払うんですかね。ちょっと勉強不足で分かりませんが。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

新しい制度でですね、そちらの土地を更地、例えば家が建ってるとしましたらですね、そこを更地にしたら国に帰属させるという制度が始まります。

（税金はですね、国に納める税金は町が払うのかというちょっと問いですね。）

国に帰属しますのでもう税金のほうはかからないというふうになります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 分かりました。勉強になりました。やはりですね、22%という数字だったらですね、ゼロに本当なるのは、毎年毎年亡くなる方も多いので、登記なんかもずっと発生するわけですね。町でですね、この登記の事務処理をなさる会社は何社かありますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えします。

町が関係する登記ということで。

（いや、玉東の町内に登記の事務をするですね、登記の代書人を。）

司法書士は私は行政書士組合で2人ですね。行政書士ですか、行政書士は2人と土地家屋調査士が1人いらっしゃいます。うちでですね、うちでもし寄附を受けた場合は、うちのほうの嘱託のほうで登記をしておりますので、特に頼むところはあるまいかと思えます。難しい案件でしたらそちらのほうに頼みますけれども、以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ちょっと整理します。玉東でありますかね、業者さんは、ないんですね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 坂本議員の御質問にお答えします。

登記を行う事務所というのは司法書士事務所に値します。司法書士については今、町内にはいらっしゃいません。行政書士の方は、土地の測量を行ったりする業務になりますけれども、行政書士は数名いらっしゃいますが、司法書士はいらっしゃいません。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） この問題は来年になったら非常に大きな問題となると思いますので、産業振興課あたりにですね、そういうような窓口ですかね、そしてやはり分かるようなですね、業者さんをですね、紹介されたり、そのへんをですね、産業振興課のほうでですね、窓口あたりに紙に貼ってですね、やってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、岩川康幸君。

○農業委員会事務局長（岩川康幸君） 農業委員会の事務局のほうにもですね、法務局のほうからリストをいただいて窓口のほうに置きたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 是非ともよろしくお願いします。

続きまして、保育園の御飯なんですけど、やはり、先ほど子どもたちとですね、一緒になって御飯をですね、親が詰めるのもというふうに言われましたが、今はですね、パン食もあるんですよ、朝御飯にパンを食べる人、それとまた、玉東町にもウクライナの方もおるし、国際結婚されとる人は、弁当あたりもですね、白御飯じゃない人もいますので、保育園に通つとられる人ですね、保育園でそういうサービスがあったら非常に助かるなという意見があります。

熊本県でもですね、山鹿にそういう保育園があるそうです。全部提供されるところが。日本でもですね、東京にもあるそうですので、ちょっとまた先ほど前田君が言いましたように、そういう情報を集めてですね、できるところからやってもらいたいと思います。

そして今年ですね、機構改革で保健子ども課ですかね、こういうのが新設されますが、やはり総理大臣もですね、異次元の子育て支援というのを打ち出しておりますので町のですね、やはりこれは必ず支援の方向に国も向かっていくと思います。できるだけですね、玉東町はその最先端をですね、いってもらいたいと思います。そして子育て支援はですね、やはり玉東町が一番と、やはりこういうことをですね、やってもらえばですね、まだまだ玉東町にくるような移住者はいっぱいいると思いますので、そのへんはいかがですかね。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 質問にお答えします。

今ですね、家庭のほうで、御飯だけじゃなくてですね、パンとかそういった部分があるんですけど、なかなかその御飯の部分も準備するのが別に変だというふうな意見と、それに対してですね、保育園等でちょっと頑張っただけならばというふうな部分かと思えますけど、現在ですね、やはり保育園というのが民間の保育園、町内ですね、民間でやられているというふうな部分でですね、調理員の基準というのが常勤職員2名というふうな基準になっております。両園ともですね、この2名は配置されていますが、やはりどうしてもですね、この2名でですね、副食、それに対して主食、そちらのほうまでですね、提供するのは非常に難しいというふうなことで、そちらのほうまでですね、提供できる体制がですね、本当国の基準等が上がりましてそういうふうな部分が提供できればですね、もちろん保育園も対応されるかと思えますけど、今はですね、御参考の意見としてですね、お伺いしたいと思います。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今ですね、参考にと言われましたが、やはり世の中はですね、もう変わりだしたら早かったですよ。このあいだまでできなかったことができるようになってのが今の世の中です。先ほども言いましたように、総理大臣あたりがですね、これだけやっぱり日本が衰退していきよっとはですね、やはり子育て支援、このへんを充実させんからというふうに今やっと気づいております。やはり民間であろうがなんだろうがですね、玉東あたりに中学校あたりに給食を作るところもありますので、そのへんで炊いて保育園に持っていったり、いろんなですね、知恵を使えば必ずですね、解決法はあります。そこらあたりをですね、是非やっていただきたいと思えます。

町長、積極的なですね、子育て支援を是非お願いしたいですが、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答弁しますけど、議員がおっしゃることは分かる。しかし、今は人手不足、何においても人手不足、やっぱり家庭でできることはできるだけやっていかなきゃいかんと。1番の前田議員の質問の中でいろいろ出てきたけど、やっぱり夫婦共働きのところも夫婦協力してやっていかないかんと、その後ろ姿を見て子どもは育ちます。何でも行政任せにやったらだめです。やっぱり自分たちでできることはできるだけやっていかんかんと。それが節約になってほかのことをいろいろできるようになるわけですね。もう行政任せに何でもやりよったんじゃあ身が持ちません行政として、もう破たんします。できるだけそここのころは家庭でお願いをしたいと。幼稚園もですね、それはもうまかせないというようにこれは大変なことなんですね、今から先、人材不足、人手不足、これは農家の収穫期に入ります。今年の農業の収穫期、どうやって人を集めてやっていくかと、やっぱり今心配しております。なかなかいない。そして人件費が1時間当たり1,000円を超すという状況の中で、そんなに1,000円も出したら農家はつぶれると、そういうこともあります。とにかく人手不足と。やっぱり道德教育の欠如だと私は思います。若い人が結婚したくないと、そういう状況に今、世間がなってしまうとるんじゃないかなあと。結婚しない、子どもを産まない、やっぱりそういう状況をつくったことに問題があつとで、今ですね、異次元の子育て支援と言っていますけど、これは道德教育の見直しをやらんと、この日本、20年後に大変なことになると、私はそう思います。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 道德のですね、必要性は分かります。私はですね、総理がやはりこの問題にですね、きちんと前向きにやって、こういう機構改革もですね、やるということですので、必ずやいろんな支援策がですね、国から下りてくると思いますが、私の意見をですね、もう頭の片隅にでも残してですね、こういう問題が国がやろうとしたらですね、いち早く是非ともやられることをですね、切望いたしまして私の質問を終わります。

お世話になりました。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質問を終わります。

これですべて一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時00分

再開 午後3時13分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 議案第35号 令和5年度玉東町一般会計補正予算（第3号）専決第4号

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第35号「令和5年度玉東町一般会計補正予算（第3号）専決第4号」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 議案第35号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和5年9月11日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第3号）。

2、処分年月日、令和5年6月23日。

提案理由、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る経費を専決処分したものである。

専決第4号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年玉東町一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分する。令和5年6月23日専決、玉東町長。

それでは予算書のほうをご覧ください。まず1枚おめくりください。

専決第4号、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第3号）。令和5年度玉東町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,093万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年6月23日専決、玉東町長。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

次の2ページ目をおめくりください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金128万円を追加します。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、20万円を追加します。

3 ページ目です。

歳入合計、補正前の額に148万円を追加し、54億6,093万7,000円といたします。

4 ページ目、歳出です。

2 款、総務費、3 項、戸籍住民基本台帳費、20万円を追加。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、128万円を追加。

5 ページ目、歳出合計、補正前の額に148万円を追加し、54億6,093万7,000円といたします。

それでは詳細について説明していきます。8 ページ目をごらんください。

2、歳入、14款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、衛生費国庫補助金は128万円を追加します。

内容説明欄です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金であります。

18款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金20万円を追加します。本予算の財源不足については、当該基金を繰り入れることで調整しております。

9 ページ目、歳出です。

2 款、総務費、3 項、戸籍住民基本台帳費、1 目、戸籍住民基本台帳費、20万円を追加します。旅費でありまして、こちらは10月から運用開始予定のコンビニ交付サービス確認試験に係る旅費となります。職員2名分の普通旅費20万円となります。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、2 目、予防費は128万円を追加します。報償費でありまして、6 月実施の集団接種に係る医師及び看護師の分の報償費となります。

以上、御報告申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第5 議案第36号 令和5年度玉東町一般会計補正予算（第4号）専決第5号

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第35号「令和5年度玉東町一般会計補正予算（第4号）専決第5号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 続きまして、議案第36号について説明いたします。

議案第36号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和5年9月11日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第4号）。

2、処分年月日、令和5年7月3日。

提案理由、梅雨前線豪雨災害等に係る経費を専決処分したものである。

専決第5号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年玉東町一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分する。令和5年7月3日専決、玉東町長。予算書のほうをご覧ください。1枚おめくりください。

専決第5号、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第4号）。令和5年度玉東町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,881万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年7月3日専決、玉東町長。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の分です。

2 ページ目をご覧ください。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、787万9,000円を追加します。

3 ページ目です。

歳入合計、補正前の額に787万9,000円を追加し、54億6,881万6,000円といたします。

続いて、4 ページ目、歳出です。

2 款、総務費、1 項、総務管理費は77万9,000円を追加します。

5 ページ、11 款、災害復旧費、1 項、農林水産施設災害復旧費は270万円を追加します。2 項、公共土木施設災害復旧費は440万円を追加します。

歳出合計、補正前の額に787万9,000円を追加し、54億6,881万6,000円といたします。

詳細について説明していきます。予算書のほうは8 ページ目をご覧ください。

2、歳入、18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は787万9,000円を追加します。本予算の財源は、すべて財政調整基金を繰り入れることとしております。

9 ページ目です。

3、歳出、2 款、総務費、1 項、総務管理費、3 目、財産管理費は77万9,000円を追加します。10節、需用費でありまして、この議会棟の空調機の修繕料として77万9,000円を計上しております。

11 款、災害復旧費、1 項、農林水産施設災害復旧費です。ここからは令和5年7月3日の梅雨前線豪雨災害等に係る関連予算となります。1 目、補助災害復旧費は270万円を追加します。12

節、委託料でありまして、農林水産施設補助災害復旧事業、設計・監理委託料として270万円、内訳は農地4件、農道1件となります。

同じく11款、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は370万円を追加します。こちらも委託料でありまして、設計・監理委託料370万、内訳は道路4件、河川1件となります。2目、単独災害復旧費は70万円を追加します。こちらも委託料でありまして、土砂撤去等委託料となります。

以上、御報告申し上げます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり承認されました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明日午前10時に開会します。

お疲れさまでした。

---

散会 午後3時24分